

指標分類	九州ブロック方針	九州ブロック目標（中期）	令和元年度達成目標
<b>《指標①-1》</b> 最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積もり等の活用)	全ての発注機関（国、法人等、県、市町村）において『最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領が未整備（指標値b）』が約6割あり、各発注機関の実情を踏まえ、引き続き基準範囲外の場合の要領の整備について推進を図る。	5ヶ年で九州ブロックにおける指標値 a の100%達成を目指す。	各県で指標値 a の値を15ポイント以上改善し、九州ブロックにおける指標値 a の65%達成を目指す。
a：最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領※を整備し活用 b：最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領※は整備していない c：その他 （※基準以外に一定のルールを定めている場合を含む）			
<b>《指標①-2》</b> 単価の更新頻度	6ヶ月以上単価を見直していない発注機関もあり、各発注機関の実情を踏まえ、最新単価を用いて積算ができるよう推進を図る。	5ヶ年で九州ブロックにおける指標値 a の100%達成を目指す。	最新単価を適用できていない県で指標値 a の値を3ポイント以上改善し、九州ブロックにおける指標値 a の95%達成を目指す。
a：最新単価(1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当) b：3ヶ月以内 c：6ヶ月以内 d：12ヶ月以内 e：それ以上			
<b>《指標②-1》</b> 設計変更ガイドラインの策定・活用状況	全ての発注機関（国、法人等、県、市町村）で設計変更ガイドラインを策定し、これに基づき適切な設計変更を行うように改善を図る。	5ヶ年で九州ブロックにおける指標値 a の100%達成を目指す。	各県で指標値 a の値を30ポイント以上改善し、九州ブロックにおける指標値 a の50%達成を目指す。
a：ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施 b：設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施 c：設計変更を実施していない			
<b>《指標②-2》</b> 設計変更の実施工事率			
a：75%以上      b：50～75% c：25～50%      d：0～25% e：設計変更を行っていない			
<b>《指標③》</b> 平準化率（件数・金額）	各発注機関において、以下の取り組みを行うことにより、より一層の施工時期等の平準化を推進する。 ①計画的な発注の推進（早期発注や債務負担行為の適切な活用） ②適切な工期の設定 ③余裕期間の設定 ④工期が複数年度にわたる工事等への適切な対応	5ヶ年で平準化率（件数、金額）が0.6未満（指標値 e）の発注機関の割合の半減を目指すとともに、より一層の施工時期の平準化を推進する。	
a：0.9以上      b：0.9～0.8 c：0.8～0.7      d：0.7～0.6 e：0.6未満			

# 全国統一指標の取り組み状況について

## ①適切な予定価格の設定

指標①-1:最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積もり等の活用)

### ◆指標分類

- a:最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領<sup>※</sup>を整備し活用
- b:最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領<sup>※</sup>は整備していない
- c:その他

※基準以外に一定のルールを定めている場合を含む

### ◆定義

- ・最新の積算基準:1年<sup>※</sup>以内に更新されている積算基準(※営繕の場合は2年)
- ・基準対象外(小規模施工など)の際の対応状況:  
見積り等により積算する要領を整備し運用しているか否か

### ◆考え方等

- ・積算基準とは、その適用範囲が定められており、適用範囲外もしくは適用範囲内であるが積算額が合わず、不調・不落が発生している歩掛かりについては見積もり等を活用し、適切な予定価格を設定する必要がある。

### ◆取り組み時点

- ・令和元年9月末時点

## ①適切な予定価格の設定

指標①-2:単価の更新頻度

### ◆指標分類

- a:最新単価(1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当)
- b:3ヶ月以内
- c:6ヶ月以内
- d:12ヶ月以内
- e:それ以上

### ◆定義

- ・使用する資材・材料の単価の更新・確認頻度  
※対象は、物価資料に掲載のあるものとする。

### ◆考え方等

- ・資材価格の単価は、物価資料により毎月更新されており、基本的には、その最新の単価を用いて積算することが求められる。

### ◆取り組み時点

- ・令和元年9月末時点

## ②適切な設計変更

指標②-1:設計変更ガイドラインの策定・活用状況

### ◆指標分類

- a:ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施
- b:設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施
- c:設計変更を実施していない

### ◆定義

- ・関係機関協議、用地、安全対策、環境対策等の工程や請負金額に影響のある内容について条件明示をし、条件の変更があった場合には、変更内容に基づき、変更を行っているか。

### ◆取り組み時点

- ・令和元年9月末時点

## ②適切な設計変更

### 指標②-2:設計変更の実施工事率

#### ◆指標分類

コリンズデータによる分析により、分類案を決定

- a: 75%以上
- b: 50~75%
- c: 25~50%
- d: 0~25%
- e: 設計変更を行っていない

#### ◆定義

- ・平成29年度に完了した工事(500万円以上)のうち、設計変更を行った工事(精算変更含む)の比率

#### ◆考え方等

- ・全ての工事において設計変更を行う必要が必ずしもあるわけではないが、工事、金額ともに一定規模以上の工事では、現場等の条件が発注時から全く変わらないことは想定しづらい。
- ・このことから一定規模以上(500万円以上)の工事を対象に「設計変更の実施工事率」を指標としたい。
- ・なお、当該指標は設計変更の実施状況を把握するものであり、指標値100%とならなくてもよい可能性がある。
- ・コリンズデータを活用して、数値算出

#### ◆取り組み時点

- ・平成31年3月末時点

## ③施工時期等の平準化

### 指標③-1:平準化率

#### ◆指標分類

コリンズデータによる分析により、分類案を決定

- a: 0.9以上
- b: 0.9~0.8
- c: 0.8~0.7
- d: 0.7~0.6
- e: 0.6未満

#### ◆定義

- ・平準化率: 年度の平均稼働件数・金額と4~6月期の平均稼働件数・金額<sup>※</sup>との比率  
対象: 契約金額500万円以上の工事  
稼働件数: 当該月に工期が含まれる工事の件数  
稼働金額: 最終契約金額(工期中のもは当初契約金額)を工期月数で除した金額を足し合わせたもの  
※4~6月期が閑散期(最も数値が低い3ヶ月間)とならない場合は、連続する3ヶ月間で最も低い平均値となる期間の値を分子とすることができる。

#### ◆考え方等

- ・建設総合統計において、全国の傾向として閑散期となる4~6月期を年度の平均と比較する指標とした。
- ・各発注者の実施状況を統一的な指標で把握していくことが、各発注者においても有用
- ・発注者の負担や作業の煩雑性に考慮し、その算出にあたっては、コリンズデータを活用して、数値算出

#### ◆取り組み時点

- ・平成31年3月末時点

[福岡県]

機関種別	機関名	指標①-1： 積算基準	指標①-2： 単価の更新頻度	指標②-1： 設計変更 ガイドライン の策定活用状況	指標②-2： 設計変更の 実施工事率	指標③-1： 平準化率 (件数)	指標③-1： 平準化率 (金額)
		令和元年9月末時点	令和元年9月末時点	令和元年9月末時点	平成31年3月末時点	平成31年3月末時点	平成31年3月末時点
福岡県	福岡県	a	a	a	a	c	c
福岡県	北九州市	a	a	a	a	d	c
福岡県	福岡市	a	a	a	b	e	d
福岡県	大牟田市	b	a	b	b	e	e
福岡県	久留米市	b	a	a	b	e	e
福岡県	直方市	b	a	b	a	d	e
福岡県	飯塚市	b	a	b	d	e	d
福岡県	田川市	a	a	b	b	e	e
福岡県	柳川市	a	a	a	b	e	e
福岡県	八女市	a	a	b	b	e	e
福岡県	筑後市	a	a	b	a	e	e
福岡県	大川市	b	a	b	a	e	e
福岡県	行橋市	b	a	b	a	e	e
福岡県	豊前市	b	a	b	b	e	e
福岡県	中間市	a	a	a	a	e	e
福岡県	小郡市	b	a	b	a	e	e
福岡県	筑紫野市	a	a	a	b	e	a
福岡県	春日市	b	b	b	c	c	b
福岡県	大野城市	a	a	a	b	e	e
福岡県	宗像市	a	a	a	b	e	d
福岡県	太宰府市	a	a	b	b	e	e
福岡県	古賀市	b	a	b	c	e	e
福岡県	福津市	b	a	b	a	e	c
福岡県	うきは市	b	a	b	c	e	e
福岡県	宮若市	b	a	b	c	e	e
福岡県	嘉麻市	a	a	b	b	c	c
福岡県	朝倉市	a	a	a	a	b	d
福岡県	みやま市	a	a	a	b	e	e
福岡県	糸島市	a	a	a	a	e	e
福岡県	那珂川市	b	a	a	b	d	a
福岡県	宇美町	b	a	b	b	e	e
福岡県	篠栗町	b	a	b	c	e	c
福岡県	志免町	a	a	a	b	e	e
福岡県	須恵町	a	a	a	a	e	e
福岡県	新宮町	b	a	b	b	a	a
福岡県	久山町	a	a	a	b	e	e
福岡県	粕屋町	a	a	a	c	e	e
福岡県	芦屋町	a	a	b	c	a	a
福岡県	水巻町	a	a	a	b	e	e
福岡県	岡垣町	b	a	b	c	e	d
福岡県	遠賀町	b	a	b	a	d	c
福岡県	小竹町	b	a	b	a	d	e
福岡県	鞍手町	b	a	b	c	e	e
福岡県	桂川町	b	a	b	b	e	a
福岡県	筑前町	a	a	b	b	e	b
福岡県	東峰村	a	a	b	b	b	c
福岡県	大刀洗町	b	a	b	c	e	e
福岡県	大木町	a	a	a	a	e	e
福岡県	広川町	a	a	b	b	e	e
福岡県	香春町	b	a	b	b	e	e

福岡県	添田町	a	a	c	b	a	c
福岡県	糸田町	b	a	b	a	c	d
福岡県	川崎町	b	a	b	b	e	e
福岡県	大任町	a	a	b	d	b	a
福岡県	赤村	a	a	a	c	c	c
福岡県	福智町	a	a	a	c	e	e
福岡県	刈田町	b	a	a	a	e	e
福岡県	みやこ町	b	a	b	b	e	e
福岡県	吉富町	a	a	b	a	e	a
福岡県	上毛町	a	a	b	a	e	e
福岡県	築上町	b	a	b	b	e	e
計	a	32	60	22	19	3	7
	b	29	1	38	28	3	2
	c	0	0	1	12	5	9
	d		0		2	5	6
	e		0		0	45	37
		61	61	61	61	61	61

[佐賀県]

機関種別	機関名	指標①-1： 積算基準	指標①-2： 単価の更新頻度	指標②-1： 設計変更 ガイドライン の策定活用状況	指標②-2： 設計変更の 実施工事率	指標③-1： 平準化率 (件数)	指標③-1： 平準化率 (金額)
		令和元年9月末時点	令和元年9月末時点	令和元年9月末時点	平成31年3月末時点	平成31年3月末時点	平成31年3月末時点
佐賀県	佐賀県	a	a	a	a	b	b
佐賀県	佐賀市	a	a	a	b	c	a
佐賀県	唐津市	a	a	b	c	e	e
佐賀県	鳥栖市	b	a	b	c	e	e
佐賀県	多久市	b	a	b	b	e	c
佐賀県	伊万里市	a	a	a	b	e	d
佐賀県	武雄市	a	a	a	b	d	c
佐賀県	鹿島市	a	a	b	b	e	e
佐賀県	小城市	a	a	a	a	e	a
佐賀県	嬉野市	a	a	b	c	e	d
佐賀県	神埼市	a	a	b	a	d	b
佐賀県	吉野ヶ里町	a	a	a	b	e	e
佐賀県	基山町	b	a	b	c	e	e
佐賀県	上峰町	b	a	b	b	e	e
佐賀県	みやき町	a	a	b	c	d	e
佐賀県	玄海町	a	a	a	b	c	b
佐賀県	有田町	b	a	b	b	b	b
佐賀県	大町町	b	a	b	c	e	e
佐賀県	江北町	a	a	b	a	d	e
佐賀県	白石町	b	a	b	a	e	e
佐賀県	太良町	b	a	b	b	e	e
計	a	13	21	7	5	0	2
	b	8	0	14	10	2	4
	c	0	0	0	6	2	2
	d		0		0	4	2
	e		0		0	13	11
		21	21	21	21	21	21

[長崎県]

機関種別	機関名	指標①-1： 積算基準	指標①-2： 単価の更新頻度	指標②-1： 設計変更 ガイドライン の策定活用状況	指標②-2： 設計変更の 実施工事率	指標③-1： 平準化率 (件数)	指標③-1： 平準化率 (金額)
		令和元年9月末時点	令和元年9月末時点	令和元年9月末時点	平成31年3月末時点	平成31年3月末時点	平成31年3月末時点
長崎県	長崎県	a	a	a	a	d	c
長崎県	長崎市	a	a	b	b	e	e
長崎県	佐世保市	a	a	a	b	e	c
長崎県	島原市	a	a	a	a	e	b
長崎県	諫早市	a	a	a	b	e	c
長崎県	大村市	a	a	a	a	e	a
長崎県	平戸市	a	a	b	a	e	e
長崎県	松浦市	a	a	b	a	e	b
長崎県	対馬市	a	a	a	a	d	c
長崎県	壱岐市	a	a	b	b	c	c
長崎県	五島市	a	a	a	a	e	e
長崎県	西海市	a	a	a	a	e	e
長崎県	雲仙市	a	a	b	a	e	e
長崎県	南島原市	a	a	a	a	d	e
長崎県	長与町	b	a	b	b	e	e
長崎県	時津町	b	a	b	b	e	e
長崎県	東彼杵町	a	a	a	a	e	e
長崎県	川棚町	a	a	a	a	e	e
長崎県	波佐見町	b	a	a	b	e	e
長崎県	小値賀町	a	a	a	b	e	e
長崎県	佐々町	a	a	a	b	e	e
長崎県	新上五島町	a	a	a	a	e	e
計	a	19	22	15	13	0	1
	b	3	0	7	9	0	2
	c	0	0	0	0	1	5
	d		0		0	3	0
	e		0		0	18	14
		22	22	22	22	22	22

[熊本県]

機関種別	機関名	指標①-1： 積算基準	指標①-2： 単価の更新頻度	指標②-1： 設計変更 ガイドライン の策定活用状況	指標②-2： 設計変更の 実施工事率	指標③-1： 平準化率 (件数)	指標③-1： 平準化率 (金額)
		令和元年9月末時点	令和元年9月末時点	令和元年9月末時点	平成31年3月末時点	平成31年3月末時点	平成31年3月末時点
熊本県	熊本県	a	a	a	a	b	b
熊本県	熊本市	a	a	a	b	c	a
熊本県	八代市	a	a	a	b	d	a
熊本県	人吉市	b	a	b	b	c	b
熊本県	荒尾市	a	a	a	c	e	e
熊本県	水俣市	a	a	b	c	e	e
熊本県	玉名市	a	a	b	b	e	d
熊本県	山鹿市	b	a	b	c	e	b
熊本県	菊池市	b	a	a	b	e	e
熊本県	宇土市	b	a	a	b	c	b
熊本県	上天草市	b	a	b	b	d	b
熊本県	宇城市	a	a	a	a	d	c
熊本県	阿蘇市	b	a	b	a	a	d
熊本県	天草市	a	a	a	c	e	e
熊本県	合志市	b	a	b	c	e	d
熊本県	美里町	a	a	b	a	a	b
熊本県	玉東町	b	a	b	c	e	e
熊本県	南関町	b	a	b	c	b	e
熊本県	長洲町	b	a	b	d	e	e
熊本県	和水町	b	a	b	b	e	e
熊本県	大津町	b	a	b	b	b	c
熊本県	菊陽町	b	a	a	c	d	c
熊本県	南小国町	a	a	b	d	a	c
熊本県	小国町	a	a	b	a	a	a
熊本県	産山村	a	a	b	a	c	e
熊本県	高森町	b	a	a	b	a	a
熊本県	西原村	b	a	b	b	c	e
熊本県	南阿蘇村	b	a	b	b	c	e
熊本県	御船町	b	a	b	b	a	a
熊本県	嘉島町	a	a	b	b	b	b
熊本県	益城町	b	a	a	a	a	d
熊本県	甲佐町	a	a	b	b	a	d
熊本県	山都町	b	a	a	b	b	c
熊本県	水川町	b	a	b	a	e	e
熊本県	芦北町	b	a	b	c	e	e
熊本県	津奈木町	b	a	a	b	c	a
熊本県	錦町	b	a	b	a	a	a
熊本県	多良木町	b	a	b	b	c	c
熊本県	湯前町	b	a	b	a	e	e
熊本県	水上村	b	a	b	c	e	e
熊本県	相良村	b	a	b	b	e	e
熊本県	五木村	b	a	b	b	b	d
熊本県	山江村	b	a	b	b	d	c
熊本県	球磨村	a	a	b	a	e	e
熊本県	あさぎり町	b	a	b	b	e	a
熊本県	苓北町	b	a	b	b	b	c
計	a	15	46	13	11	9	8
	b	31	0	33	23	7	7
	c	0	0	0	10	8	8
	d		0		2	5	6
	e		0		0	17	17
		46	46	46	46	46	46

[大分県]

機関種別	機関名	指標①-1： 積算基準	指標①-2： 単価の更新頻度	指標②-1： 設計変更 ガイドライン の策定活用状況	指標②-2： 設計変更の 実施工事率	指標③-1： 平準化率 (件数)	指標③-1： 平準化率 (金額)
		令和元年9月末時点	令和元年9月末時点	令和元年9月末時点	平成31年3月末時点	平成31年3月末時点	平成31年3月末時点
大分県	大分県	a	a	a	a	b	b
大分県	大分市	a	a	a	b	e	e
大分県	別府市	a	a	a	b	e	e
大分県	中津市	b	a	a	a	c	a
大分県	日田市	a	a	a	b	e	e
大分県	佐伯市	a	a	a	a	b	c
大分県	臼杵市	a	a	b	a	a	e
大分県	津久見市	b	a	a	b	d	d
大分県	竹田市	a	a	b	b	a	a
大分県	豊後高田市	b	a	a	b	e	e
大分県	杵築市	b	a	b	c	d	c
大分県	宇佐市	b	a	a	b	d	b
大分県	豊後大野市	a	a	a	b	d	e
大分県	由布市	b	a	b	b	a	a
大分県	国東市	b	a	b	b	e	e
大分県	姫島村	b	a	b	c	e	d
大分県	日出町	b	a	b	b	e	e
大分県	九重町	b	a	a	b	e	e
大分県	玖珠町	b	a	a	a	c	b
計	a	8	19	12	5	3	3
	b	11	0	7	12	2	3
	c	0	0	0	2	2	2
	d		0		0	4	2
	e		0		0	8	9
		19	19	19	19	19	19

[宮崎県]

機関種別	機関名	指標①-1： 積算基準	指標①-2： 単価の更新頻度	指標②-1： 設計変更 ガイドライン の策定活用状況	指標②-2： 設計変更の 実施工事率	指標③-1： 平準化率 (件数)	指標③-1： 平準化率 (金額)
		令和元年9月末時点	令和元年9月末時点	令和元年9月末時点	平成31年3月末時点	平成31年3月末時点	平成31年3月末時点
宮崎県	宮崎県	a	a	a	a	c	c
宮崎県	宮崎市	a	a	b	b	e	e
宮崎県	都城市	a	a	b	a	e	d
宮崎県	延岡市	a	a	a	b	d	e
宮崎県	日南市	a	a	a	b	e	e
宮崎県	小林市	a	a	a	b	e	e
宮崎県	日向市	a	a	b	b	e	e
宮崎県	串間市	a	a	b	c	e	e
宮崎県	西都市	a	a	a	b	e	e
宮崎県	えびの市	a	a	b	b	e	a
宮崎県	三股町	a	a	b	b	e	d
宮崎県	高原町	a	a	b	b	e	e
宮崎県	国富町	a	a	b	c	e	e
宮崎県	綾町	a	a	b	c	a	a
宮崎県	高鍋町	a	a	b	c	e	e
宮崎県	新富町	a	a	b	c	e	e
宮崎県	西米良村	a	a	b	b	b	a
宮崎県	木城町	a	a	b	c	e	e
宮崎県	川南町	a	a	b	b	e	e
宮崎県	都農町	a	a	b	a	c	a
宮崎県	門川町	a	a	b	b	a	a
宮崎県	諸塚村	a	a	b	a	a	a
宮崎県	椎葉村	a	a	b	b	e	e
宮崎県	美郷町	a	a	b	b	e	e
宮崎県	高千穂町	a	a	b	a	e	e
宮崎県	日之影町	a	a	a	a	e	e
宮崎県	五ヶ瀬町	a	a	b	a	a	e
計	a	27	27	6	7	4	6
	b	0	0	21	14	1	0
	c	0	0	0	6	2	1
	d		0		0	1	2
	e		0		0	19	18
		27	27	27	27	27	27

[鹿児島県]

機関種別	機関名	指標①-1： 積算基準	指標①-2： 単価の更新頻度	指標②-1： 設計変更 ガイドライン の策定活用状況	指標②-2： 設計変更の 実施工事率	指標③-1： 平準化率 (件数)	指標③-1： 平準化率 (金額)
		令和元年9月末時点	令和元年9月末時点	令和元年9月末時点	平成31年3月末時点	平成31年3月末時点	平成31年3月末時点
鹿児島県	鹿児島県	a	a	a	a	d	d
鹿児島県	鹿児島市	a	a	a	b	e	d
鹿児島県	鹿屋市	b	a	b	b	c	b
鹿児島県	枕崎市	b	a	b	b	e	e
鹿児島県	阿久根市	a	a	b	b	e	b
鹿児島県	出水市	a	a	a	b	e	e
鹿児島県	指宿市	b	a	a	b	e	e
鹿児島県	西之表市	a	a	b	c	e	e
鹿児島県	垂水市	a	a	b	b	e	e
鹿児島県	薩摩川内市	a	a	a	a	d	c
鹿児島県	日置市	b	a	a	c	b	a
鹿児島県	曾於市	b	a	b	c	e	d
鹿児島県	霧島市	b	a	b	b	e	e
鹿児島県	いちき串木野市	b	a	b	b	e	e
鹿児島県	南さつま市	a	a	a	b	d	d
鹿児島県	志布志市	b	a	a	b	e	e
鹿児島県	奄美市	b	a	b	b	d	b
鹿児島県	南九州市	a	a	b	b	e	d
鹿児島県	伊佐市	b	a	b	b	e	e
鹿児島県	姶良市	a	a	a	b	e	e
鹿児島県	三島村	b	a	b	b	e	e
鹿児島県	十島村	b	a	b	b	d	e
鹿児島県	さつま町	b	a	a	b	e	d
鹿児島県	長島町	b	a	b	b	e	e
鹿児島県	湧水町	a	a	b	c	e	e
鹿児島県	大崎町	a	a	a	c	e	e
鹿児島県	東串良町	b	a	b	b	d	e
鹿児島県	錦江町	b	a	b	a	e	c
鹿児島県	南大隅町	b	a	b	b	e	e
鹿児島県	肝付町	b	a	b	c	e	d
鹿児島県	中種子町	b	a	b	c	e	e
鹿児島県	南種子町	a	a	b	b	e	e
鹿児島県	屋久島町	a	a	b	b	e	e
鹿児島県	大和村	b	a	b	b	e	e
鹿児島県	宇検村	a	a	b	b	c	c
鹿児島県	瀬戸内町	a	a	b	b	d	e
鹿児島県	龍郷町	b	a	b	b	e	e
鹿児島県	喜界町	a	a	b	b	d	d
鹿児島県	徳之島町	b	a	b	d	e	e
鹿児島県	天城町	b	b	c	b	e	e
鹿児島県	伊仙町	b	a	b	c	e	e
鹿児島県	和泊町	b	a	b	b	e	e
鹿児島県	知名町	b	a	b	d	e	e
鹿児島県	与論町	b	a	b	d	e	e
計	a	17	43	11	3	0	1
	b	27	1	32	30	1	3
	c	0	0	1	8	2	3
	d		0		3	8	8
	e		0		0	33	29
		44	44	44	44	44	44

[国、法人等]

機関種別	機関名	指標①-1： 積算基準	指標①-2： 単価の更新頻度	指標②-1： 設計変更 ガイドライン の策定活用状況	指標②-2： 設計変更の 実施工事率	指標③-1： 平準化率 (件数)	指標③-1： 平準化率 (金額)
		令和元年9月末時点	令和元年9月末時点	令和元年9月末時点	平成31年3月末時点	平成31年3月末時点	平成31年3月末時点
国	国土交通省 九州地方整備局	a	a	a	a	b	b
国	警察庁 九州管区警察局	a	a	b	b	e	e
国	財務省 九州財務局	b	a	b	b	d	a
国	財務省 福岡財務支局	a	a	b	a	e	e
国	財務省 門司税関	a	a	b	-	-	-
国	財務省 長崎税関	a	a	b	-	-	-
国	財務省 国税庁 福岡国税局	a	a	a	c	a	a
国	財務省 国税庁 熊本国税局	a	a	b	d	e	e
国	農林水産省 九州農政局	a	a	a	a	c	c
国	農林水産省 林野庁 九州森林管理局	a	a	a	a	c	d
国	経済産業省 九州経済産業局	発注無し	発注無し	発注無し	発注無し	発注無し	発注無し
国	国土交通省 九州運輸局	a	a	b	-	-	-
国	国土交通省 大阪航空局	a	a	a	b	d	d
国	国土交通省 海上保安庁 第七管区海上保安本部	a	a	b	d	e	e
国	国土交通省 海上保安庁 第十管区海上保安本部	a	a	b	d	e	e
国	環境省 九州地方環境事務所	a	a	a	c	e	e
国	防衛省 九州防衛局	a	a	a	a	a	a
国	福岡高等裁判所	a	a	b	b	e	e
法人等	西日本高速道路(株) 九州支社	a	a	a	a	a	a
法人等	(独)国立文化財機構 九州国立博物館	a	a	b	-	-	-
法人等	(独)鉄道・運輸機構 九州新幹線建設局	a	a	a	a	a	a
法人等	(独)都市再生機構 九州支社	a	a	a	b	c	c
法人等	(独)水資源機構 筑後川局	a	a	a	a	c	a
法人等	(独)石油天然ガス・金属鉱物 資源機構 九州支部	a	a	b	a	e	e
法人等	地方共同法人日本下水道事業 団九州総合事務所	a	a	a			
法人等	福岡北九州高速道路公社	a	c	a			
計	a	24	24	13	9	4	6
	b	1	0	12	5	1	1
	c	0	1	0	2	4	2
	d		0		3	2	2
	e		0		0	8	8
		25	25	25	19	19	19
	発注無し	1	1	1	1	1	1

# ■各機関の取組状況 《R1目標策定時（H31.3末）との比較》

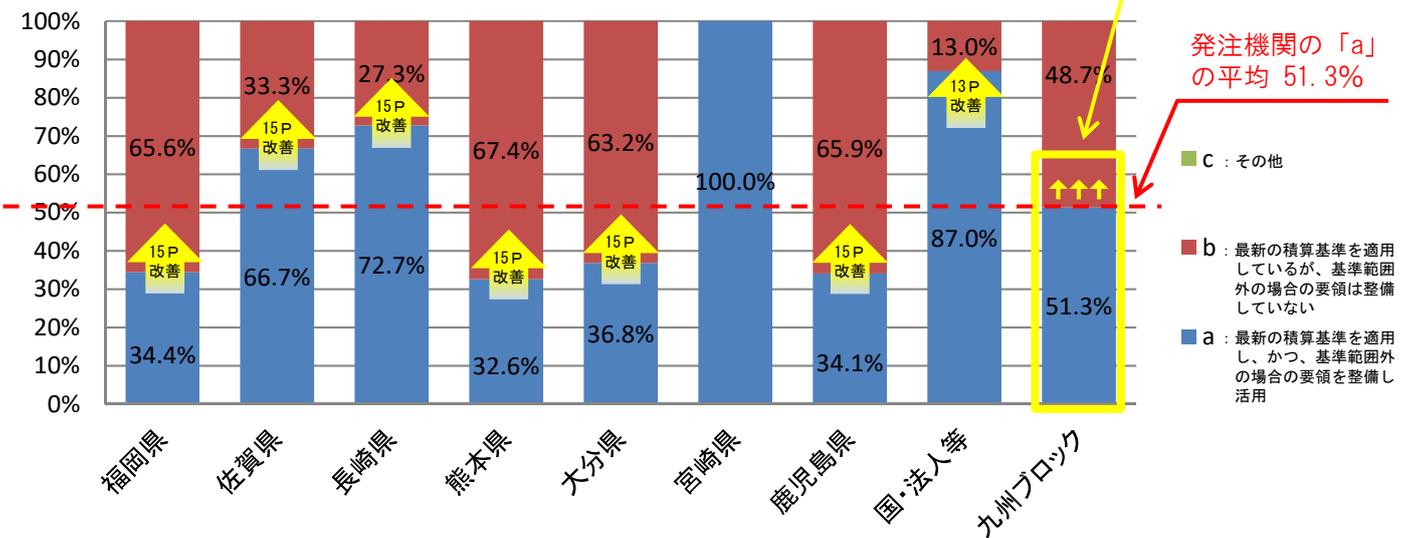
## 《指標①－1》

最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積もり等の活用)

### ◆平成31年3月末時点

《R1達成目標》  
九州ブロック  
「a」の65%達成

指標①－1 最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積もり等の活用)

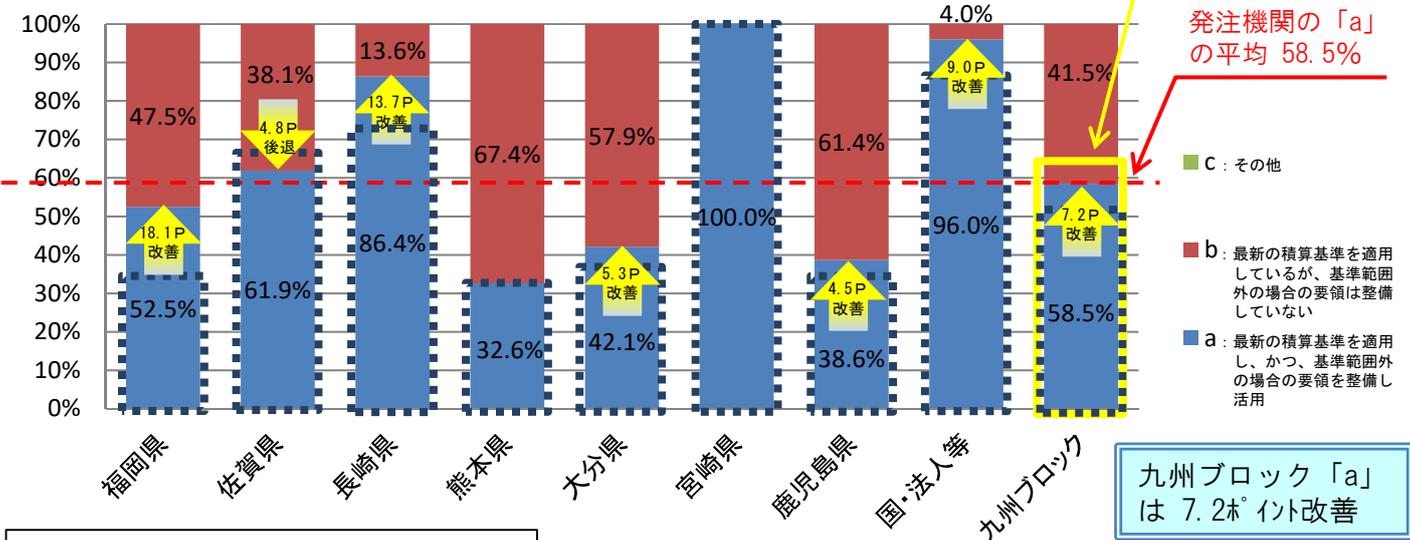


※対象機関:263機関(全機関のうち、発注無しの機関を除く)

### ◆令和元年9月末時点

《R1達成目標》  
九州ブロック  
「a」の65%達成

指標①－1 最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積もり等の活用)



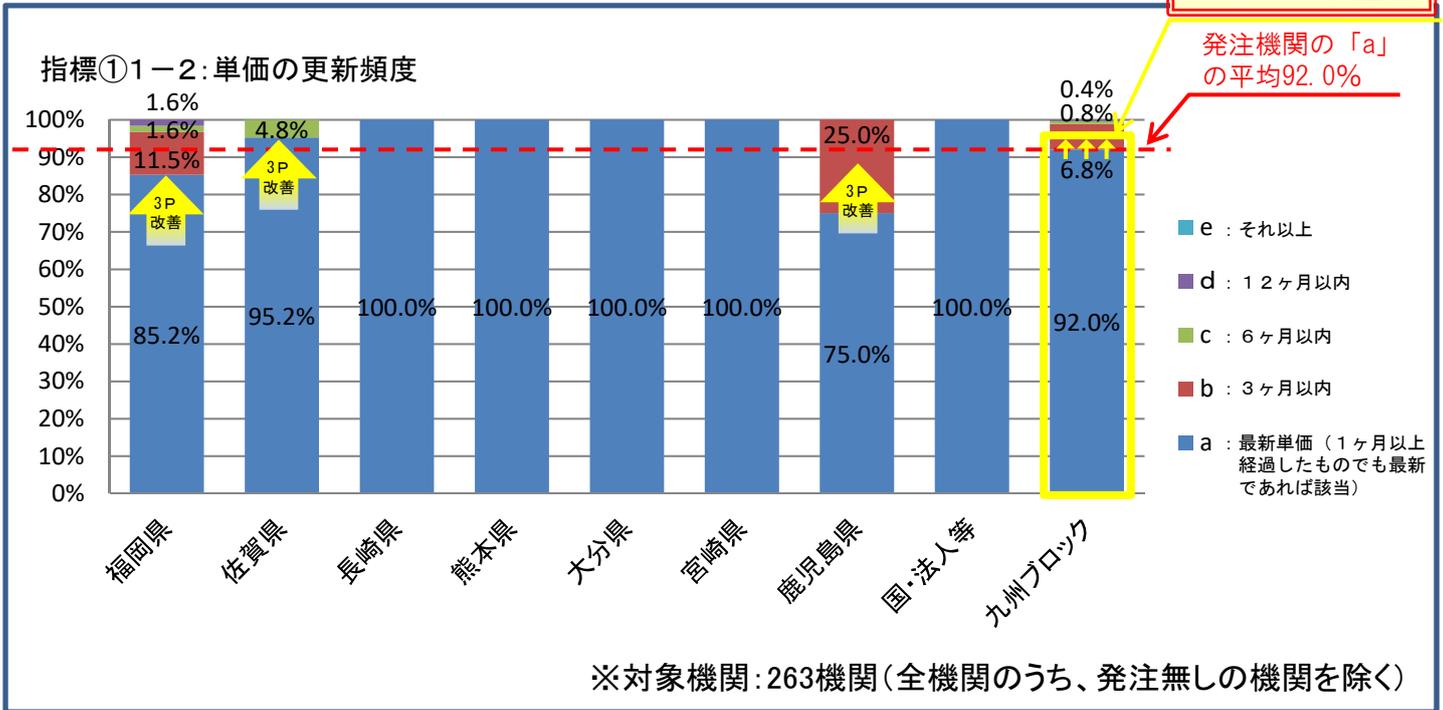
□ : 平成31年3月末時点の指標値aの割合

※対象機関:265機関(全機関のうち、発注無しの機関を除く)

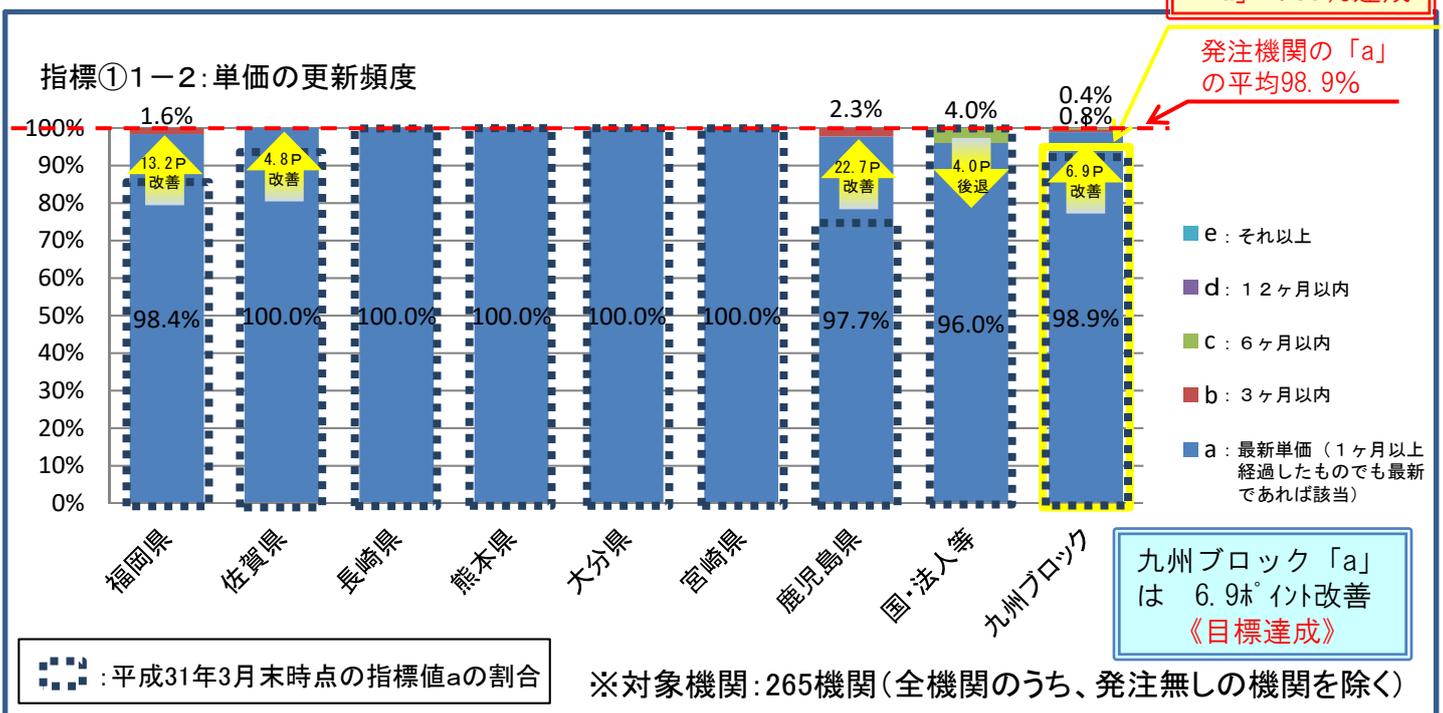
# ■各機関の取組状況 《R1目標策定時（H31.3末）との比較》

## 《指標①-2》 単価の更新頻度

### ◆平成31年3月末時点



### ◆令和元年9月末時点



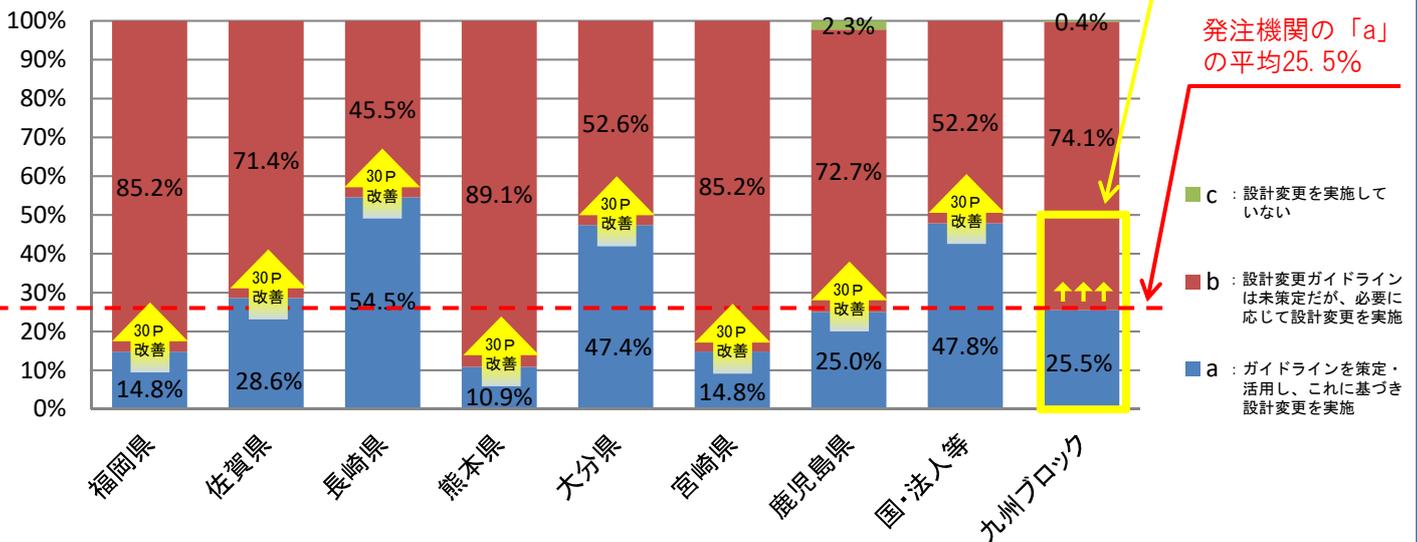
# ■各機関の取組状況 《R1目標策定時（H31.3末）との比較》

## 《指標②－1》

設計変更ガイドラインの策定・活用状況

### ◆平成31年3月末時点

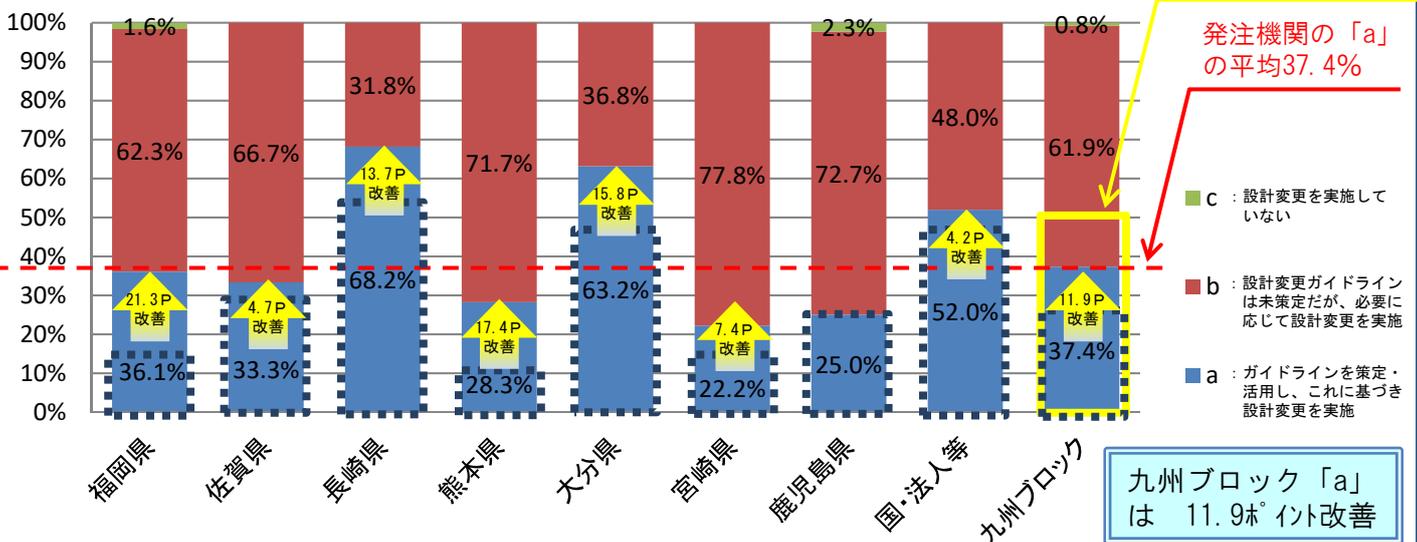
指標②－1：設計変更ガイドラインの策定・活用状況



※対象機関：263機関（全機関のうち、発注無しの機関を除く）

### ◆令和元年9月末時点

指標②－1：設計変更ガイドラインの策定・活用状況



九州ブロック「a」は 11.9P イト改善

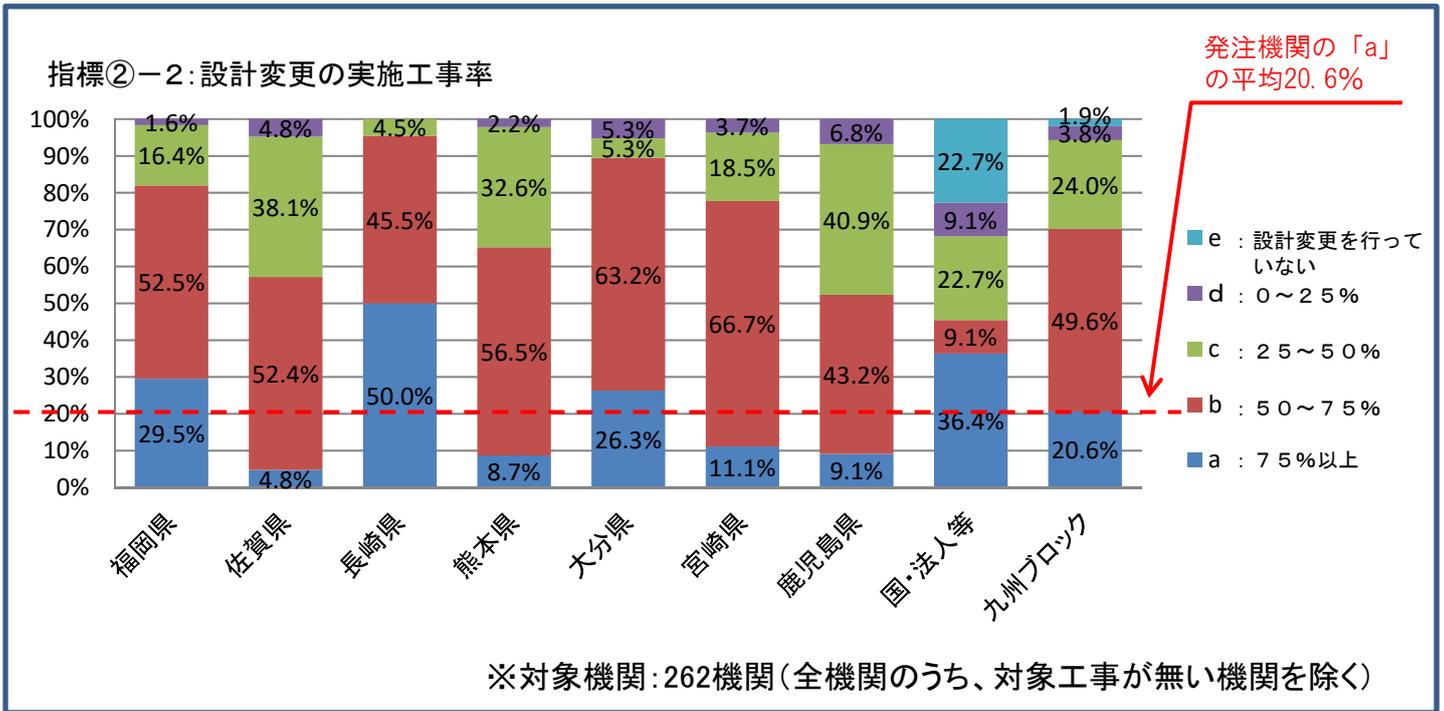
■ : 平成31年3月末時点の指標値aの割合

※対象機関：265機関（全機関のうち、発注無しの機関を除く）

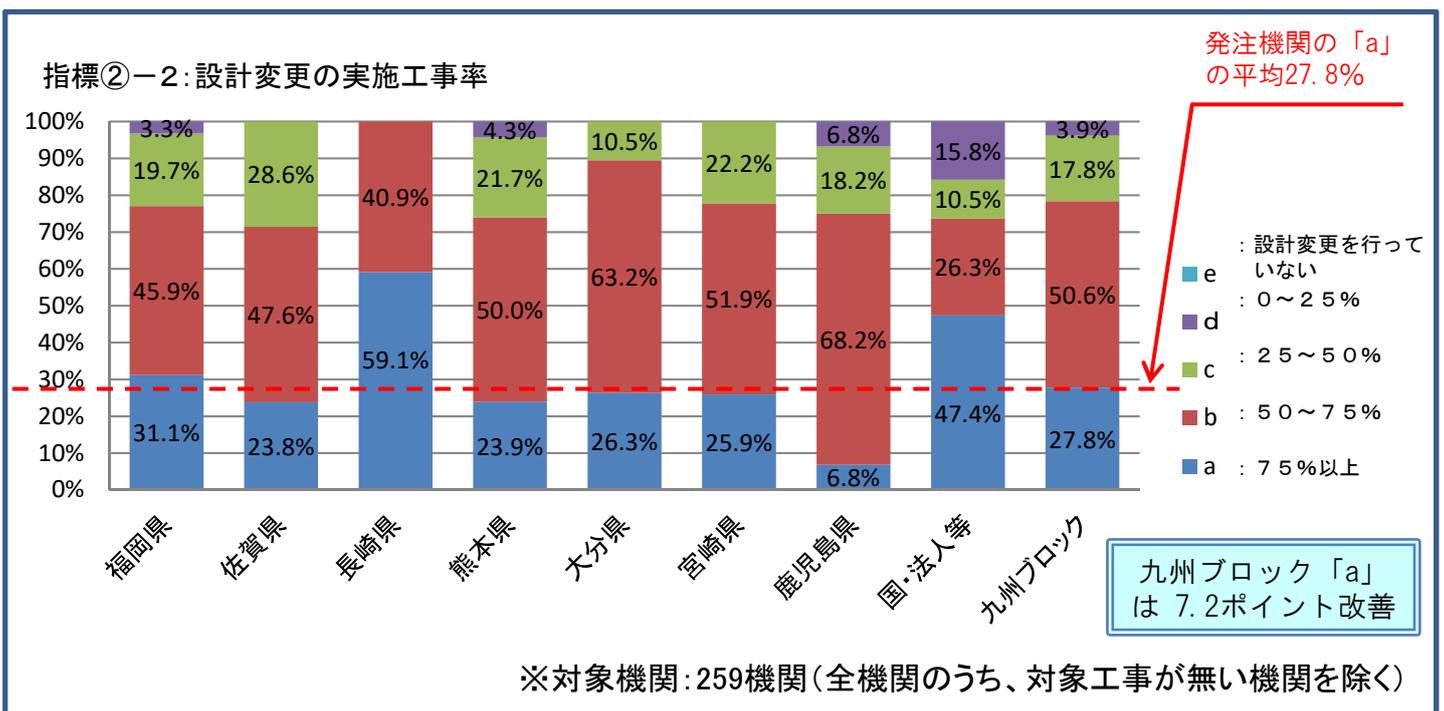
## ■各機関の取組状況 《H30目標策定時（H29.3末）との比較》

《指標②-2》  
設計変更の実施工事率

### ◆平成29年3月末時点



### ◆平成31年3月末時点



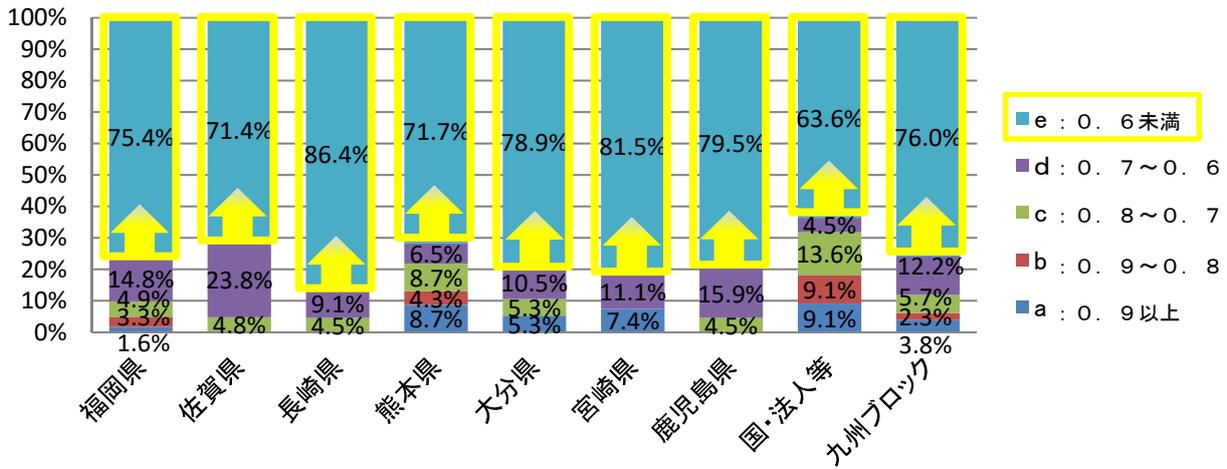
## ■各機関の取組状況 《H30目標策定時（H29.3末）との比較》

《指標③－1》  
平準化率(件数)

### ◆平成29年3月末時点

《中期目標》  
5ヶ年で平準化率が  
0.6未満（指標値e）  
の発注機関の割合の  
半減を目指す

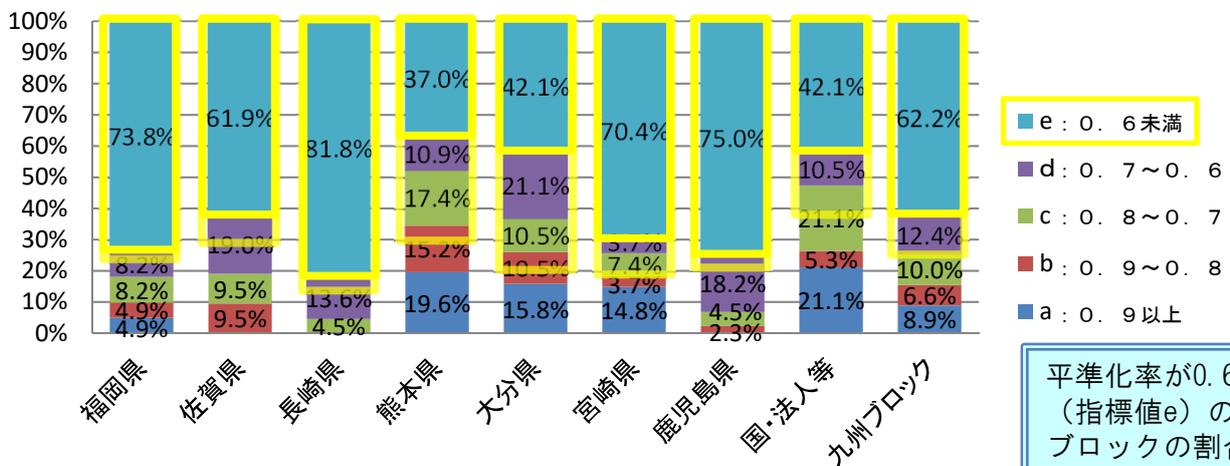
指標③－1：平準化率(件数)



※対象機関：262機関（全機関のうち、対象工事が無い機関を除く）

### ◆平成31年3月末時点

指標③－1：平準化率(件数)



平準化率が0.6未満  
（指標値e）の九州  
ブロックの割合は  
13.8ポイント改善

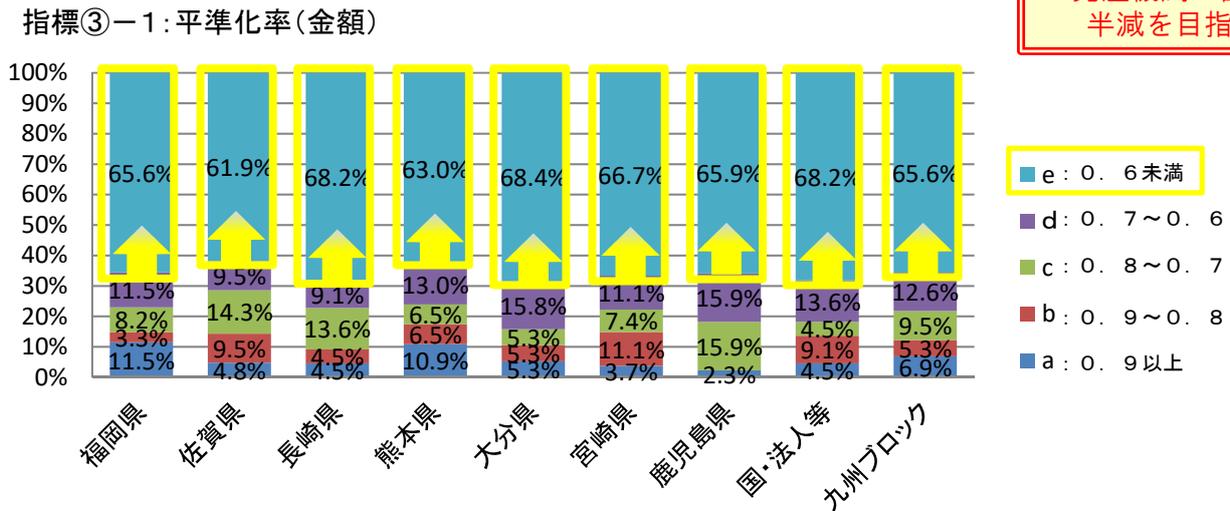
※対象機関：259機関（全機関のうち、対象工事が無い機関を除く）

## ■各機関の取組状況 《H30目標策定時（H29.3末）との比較》

《指標③－1》  
平準化率(金額)

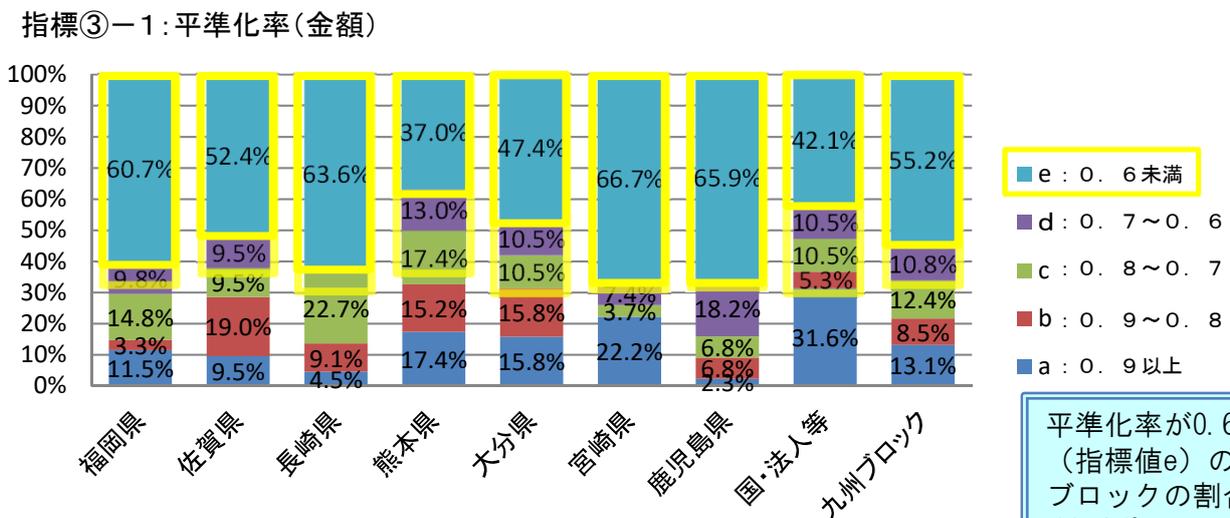
### ◆平成29年3月末時点

《中期目標》  
5ヶ年で平準化率が  
0.6未満(指標値e)  
の発注機関の割合の  
半減を目指す



※対象機関:262機関(全機関のうち、対象工事が無い機関を除く)

### ◆平成31年3月末時点



平準化率が0.6未満  
(指標値e)の九州  
ブロックの割合は  
10.4ポイント改善

※対象機関:259機関(全機関のうち、対象工事が無い機関を除く)

# 平準化の推進に向けた取組について 【説明資料】

令和2年2月

来年度からの平準化の取組を促進するために、国土交通省と総務省で連携して、  
まずは一定規模の工事契約件数のある都道府県、人口10万人以上の市に対し、重点的に平準化の取組の実施を働きかけるとともに、全ての地方公共団体における平準化の取組を促進

## 運用指針の運用徹底

- 改正運用指針について、地方公共団体に運用を徹底

## 平準化の進捗・取組状況の見える化

- 特に平準化の取組が進んでいない人口10万人以上の市に対して、ヒアリングを行う旨を通知(12月20日付)し、その際、来年度に向けた債務負担行為等の活用を個別に直接働きかけ
- 年明け以降、個別にヒアリングを実施し、今後の方針や課題について聴取(来年1月から2月目途)  
その際、総務省とも連携し、財政部局に対しても働きかけ
- 3月中目途に、入契調査の結果をとりまとめ、各地方公共団体の平準化の進捗・取組状況を公表
- 地域発注者協議会において、全国統一指標として団体ごとの進捗・取組状況の見える化を行うとともに、改善に向けて継続的にアプローチ

## 優良事例の周知

- 地方公共団体による優良事例について、「さしすせそ事例集」を更新し、先進的な取組を水平展開

## 会議での要請

- 地方公共団体の予算編成に向けて来年1月に開催予定である全国会議において、総務省から地方公共団体の財政当局に対し、3月末目途に入契調査結果による各地方公共団体の平準化の進捗・取組状況を公表することを伝達した上で、地方公共団体の令和2年度予算案に計上される公共工事について、ゼロ債務負担行為を令和元年度の2月補正予算案において適切に設定することなどを直接要請

国による働きかけやヒアリング等により、今後、地方公共団体において以下のような取組を推進

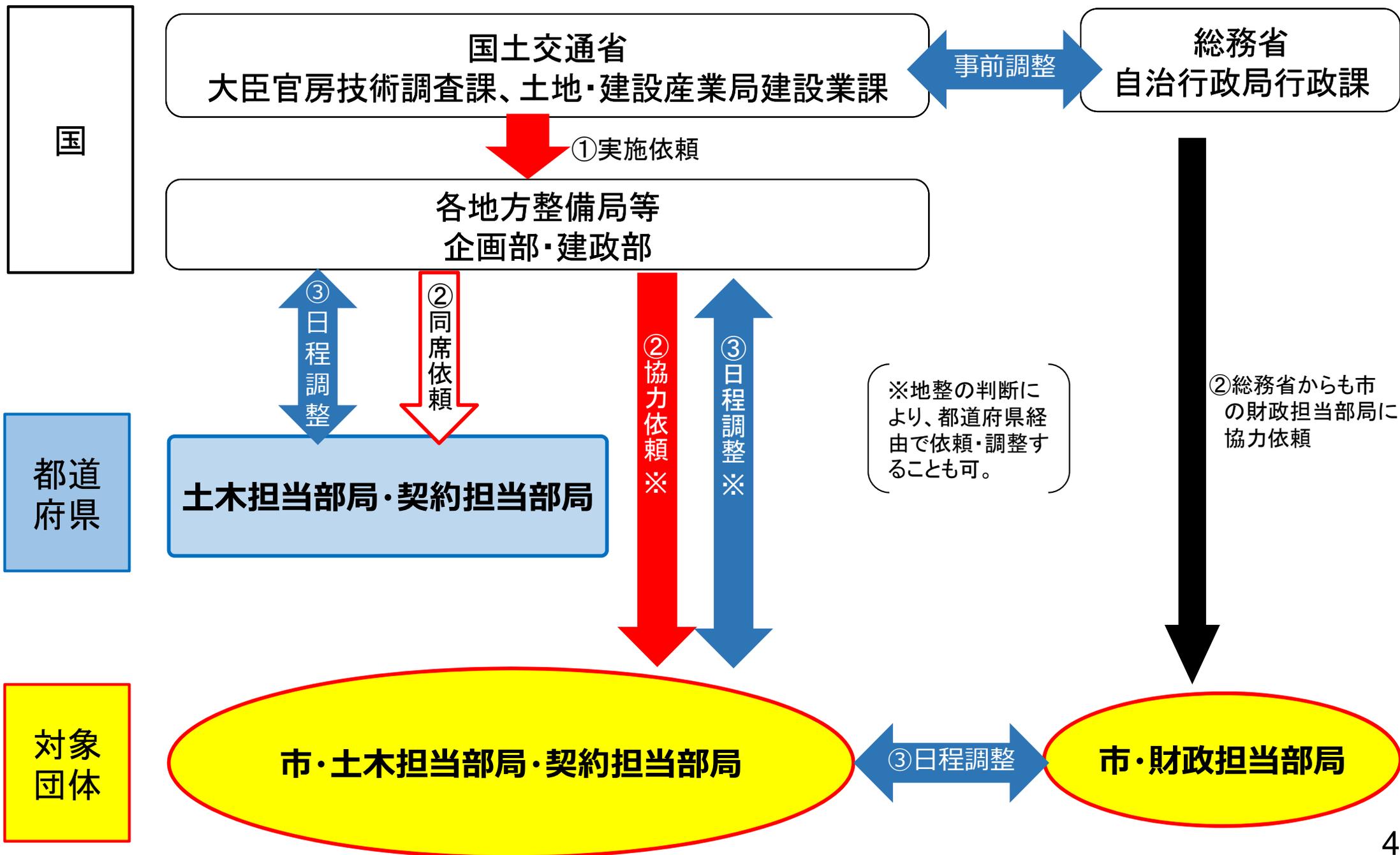
## ヒアリングや見える化の結果を踏まえた検証

- ヒアリングを通じて、平準化率が特に低くなっている要因や、平準化に向けた取組を行う上での課題や障害等について、発注部局と財政部局の連携のもとで検証
- さらに、入契調査等に基づく、平準化の進捗・取組状況の見える化の結果を踏まえ、他の地方公共団体と比較して改善すべき事項等を把握し、追加的に講ずべき取組を引き続き検討

## 来年度に向けた取組の実施

- 令和2年度予算案において、工期が12ヶ月未満の工事を含め、債務負担行為の積極的な活用について措置。特に2月補正予算案では、令和2年度予算案に計上される公共事業についてゼロ債務負担行為を適切に設定
- 事業の執行に当たって、余裕期間制度の活用や繰越の速やかな実施、積算の前倒しなど、平準化に資する取組を実施

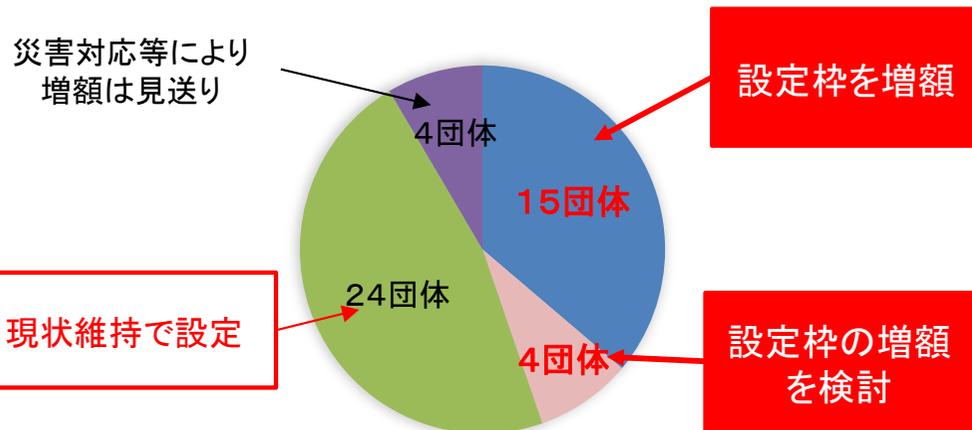
# ヒアリング実施の依頼・調整の流れ





## 都道府県における取組の状況 (令和元年11月ブロック監理課長等会議(8ブロック))

### 債務負担行為の設定の見込み



### 速やかな繰越手続き



### 柔軟な工期の設定等の取組の例

- 県発注工事の全てを柔軟な工期設定とすることを検討中
- 債務負担行為と余裕期間制度の組み合わせを検討中
- 今年度より柔軟な工期設定の試行工事を開始
- 平準化率について業種毎に分けて整理

### 都道府県や市町村の取組を促す上での課題

- 【 都道府県の取組に当たっての課題 】
  - 財政部局に対する直接の働きかけが必要
  - 他県の先進的な取組状況についての情報共有のあり方 等
- 【 市町村の取組を促すに当たっての課題 】
  - 市町村の規模等に応じて対象を分別するなどの工夫も必要
  - 町村などは、小規模工事の実態を把握することも必要 等

# 平準化の推進に向けた取組について

## 【参考資料】

---

## 建設産業の役割

建設産業は、地域のインフラの整備やメンテナンス等の担い手であると同時に、地域経済・雇用を支え、災害時には、最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、国民生活や社会経済を支える大きな役割を担う

### 【災害の応急対応】

#### 東日本大震災

○(一社)仙台建設業協会  
3月11日地震直後より避難所の緊急耐震診断等を実施。同日午後6時には若林区の道路啓開作業を開始



#### 熊本地震

○(一社)熊本県建設業協会  
地震直後より、熊本県との「大規模災害時の支援活動に関する協定」により支援活動を実施



【通行不能の交差点での応急工事】(国道443号寺迫(益城町))  
【道路啓開(倒木、崩壊土砂の撤去)】(県道45号阿蘇講公園菊池線)

### 【インフラメンテナンスの必要性】

≪建設後50年以上経過する社会資本の割合≫

	2018年 3月	2023年 3月	2033年 3月
道路橋 [約73万橋(橋長2m以上の橋)]	約25%	約39%	約63%
トンネル [約1万1千本]	約20%	約27%	約42%
河川管理施設(水門等) [約1万施設]	約32%	約42%	約62%
下水道管きよ [総延長:約47万km]	約4%	約8%	約21%
港湾岸壁 [約5千施設(水深-4.5m以深)]	約17%	約32%	約58%

出典:平成29年度 国土交通白書

## 現下の建設産業を取り巻く環境

近年の建設投資の急激な減少や競争の激化等により、建設企業の経営を取り巻く環境の悪化と、現場の技能労働者の減少、若手入職者の減少といった構造的な課題に直面

中長期的なインフラの品質確保等のため、国土・地域づくりの担い手として、持続可能な建設産業の構築が課題

# 建設業就業者の現状

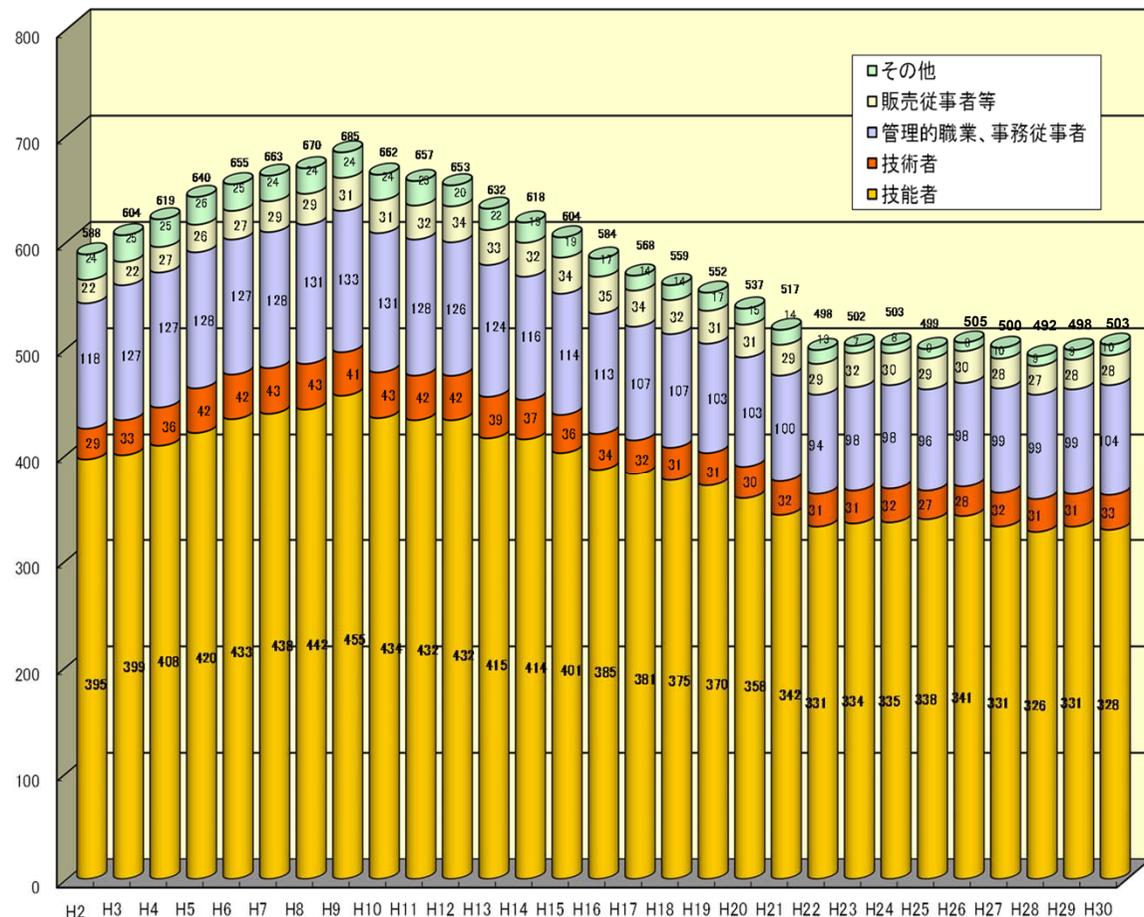
## 技能者等の推移

- 建設業就業者： 685万人(H9) → 498万人(H22) → 503万人(H30)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 33万人(H30)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 328万人(H30)

## 建設業就業者の高齢化の進行

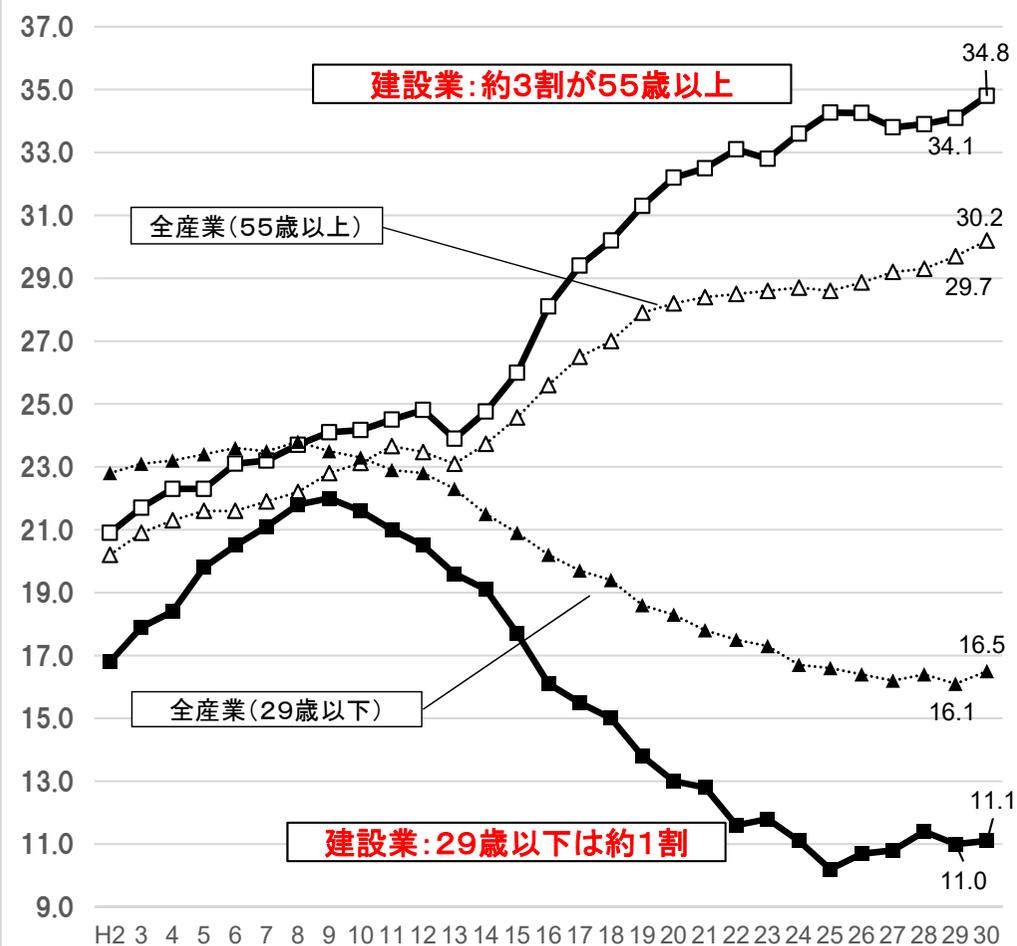
- 建設業就業者は、55歳以上が約35%、29歳以下が約11%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。  
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち平成29年と比較して55歳以上が約5万人増加、29歳以下は約1万人増加。

(万人)



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出

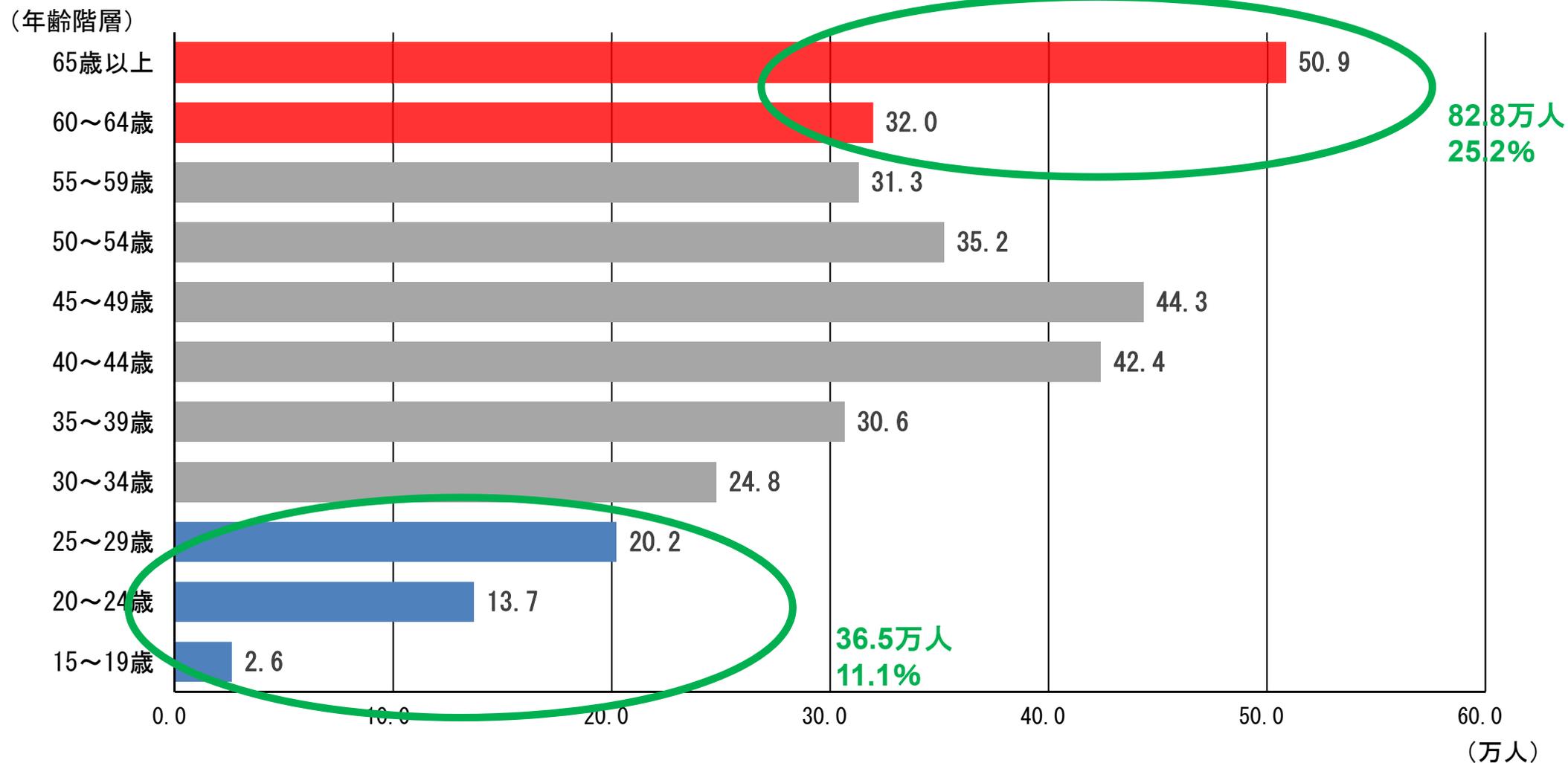
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)



出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

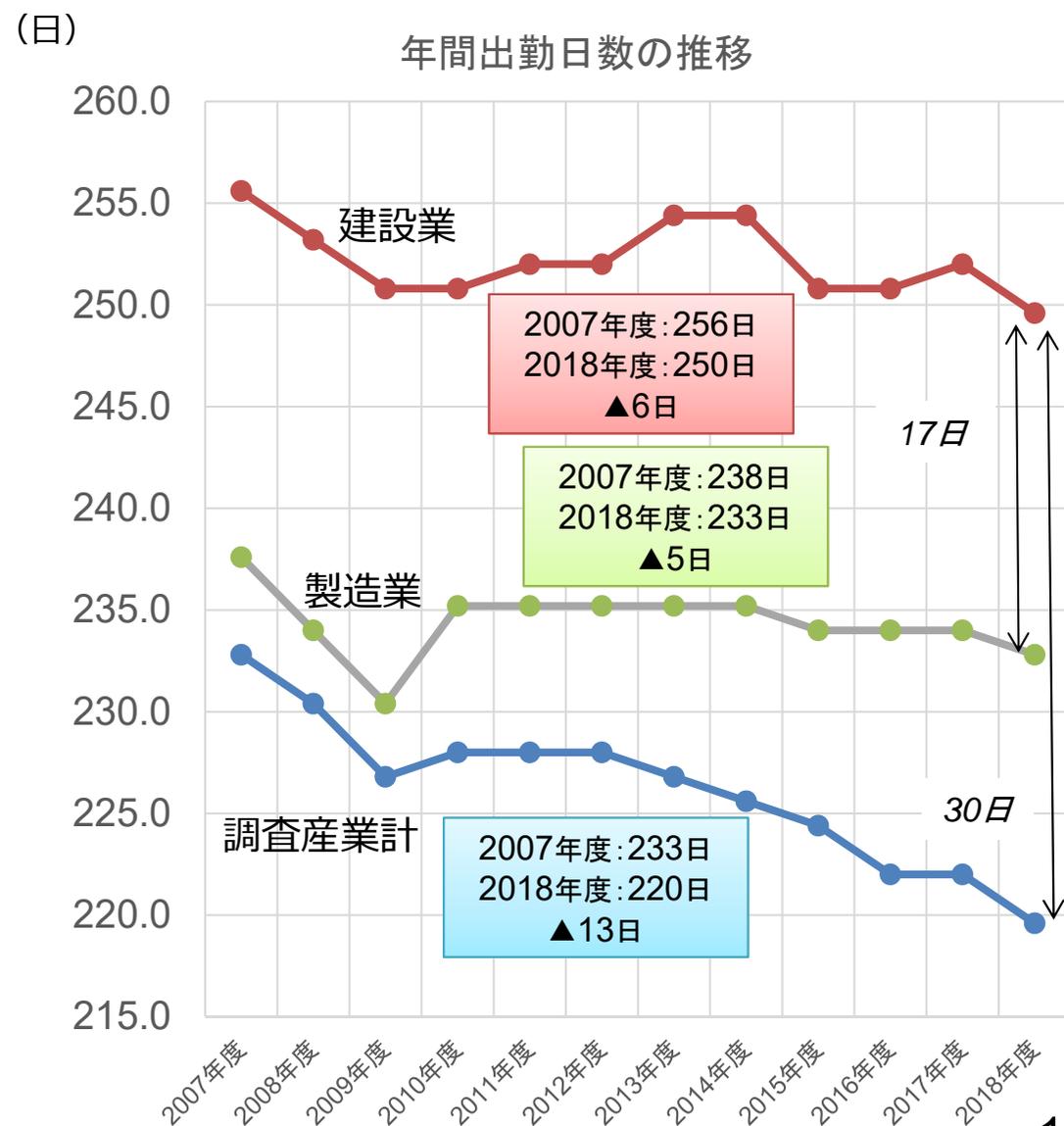
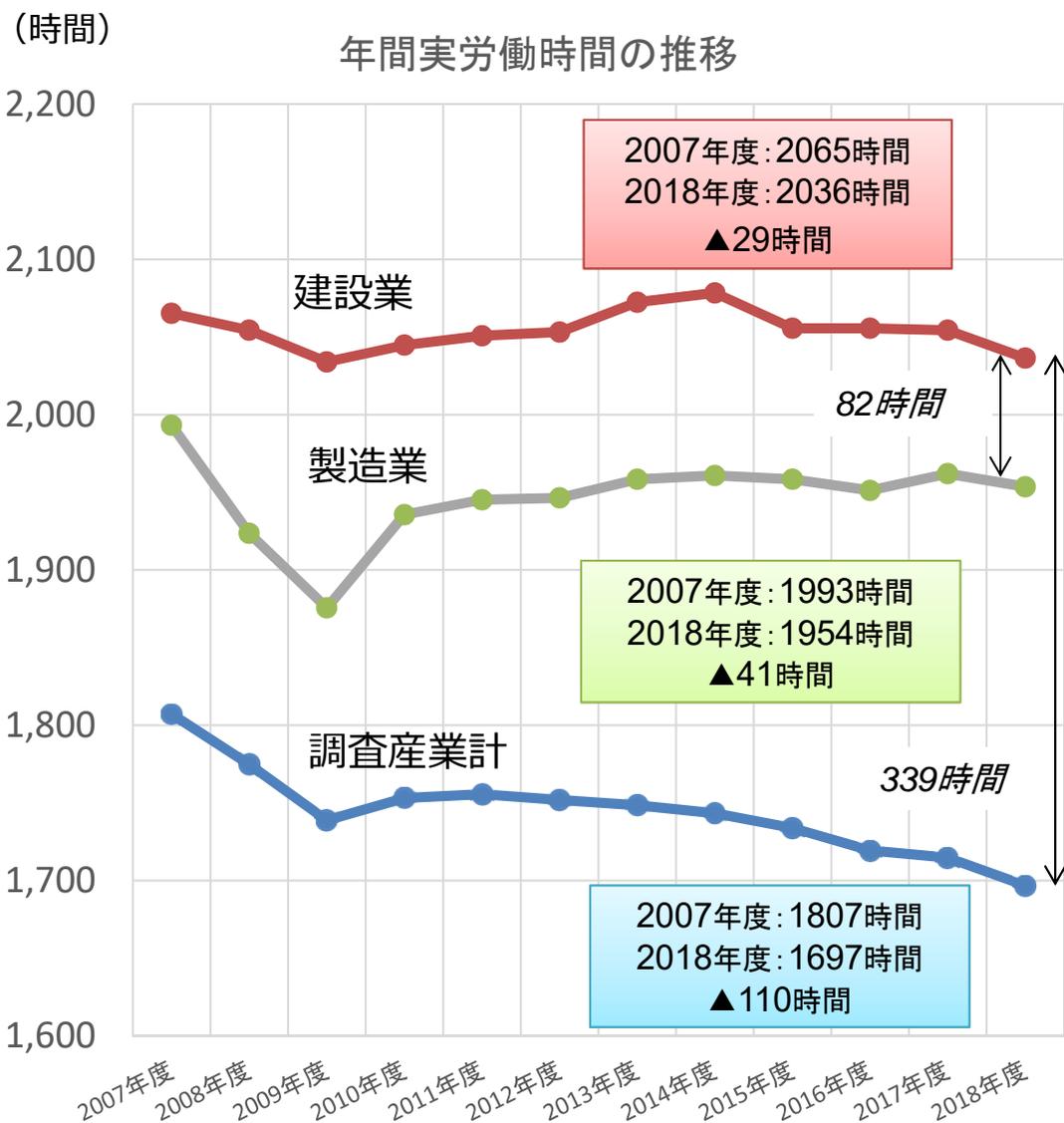
# 年齢階層別の建設技能者数

- 60歳以上の技能者は全体の約4分の1を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約10%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。



# 実労働時間及び出勤日数の推移（建設業と他産業の比較）

○ 年間の総実労働時間については、他産業と比べて300時間以上（約2割）長い。また、10年程前と比べて、全産業では約110時間減少しているものの、建設業はほぼ横ばい（約29時間減少）であり、大幅な改善は見られない。



※ 厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

## 改正労働基準法(平成31年4月1日施行)

	現行規制	改正労働基準法(平成30年6月29日成立)
原則	≪労働基準法で法定≫ (1) 1日8時間・1週間40時間 (2) 36協定を結んだ場合、 協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) <u>災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能</u> (労基法33条)	≪同左≫
36協定の 限度	≪厚生労働大臣告示：強制力なし≫ (1) ・原則、月45時間かつ年360時間 ・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし(年6か月まで)(特別条項)  (2) ・ <u>建設の事業は、(1)の適用を除外</u>	≪労働基準法改正により法定：罰則付き≫ (1) ・原則、月45時間かつ年360時間 <b>・・・第36条第4項</b> ・特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定 ① 年720時間(月平均60時間) <b>・・・第36条第5項</b> ② 年720時間の範囲内で、 <u>一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定</u> a. 2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内(休日出勤を含む) <b>・・・第36条第5項第3号</b> b. 単月100時間未満(休日出勤を含む) <b>・・・第36条第6項第2号</b> c. 原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限 <b>・・・第36条第5項</b>  (2) 建設業の取り扱い ・施行後5年間 現行制度を適用 <b>・・・第139条第2項</b> ・施行後5年以降 一般則を適用。ただし、災害からの復旧・復興については、 <u>上記(1)②a.bは適用しない(※)</u> が、将来的には一般則の適用を目指す。 <b>・・・第139条第1項</b>  <small>※労基法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも臨時の必要性がない場合は対象とならない</small>

## 「働き方改革実行計画」※に記載された今後の取組 ※3月28日働き方改革実現会議決定

- 適正な工期設定、適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等に向け、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置
- 制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組を支援
- 技術者・技能労働者の確保・育成やその活用を図るための、制度的な対応を含めた取組
- **施工時期の平準化**、全面的なICTの活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等による生産性の向上

## ◆九州ブロック発注者協議会の目的

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等の趣旨を踏まえ、各発注者が以下の取り組みを実施することにより、九州ブロックにおける現在及び将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保の促進に寄与すること

- ・ 公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等についての情報交換
- ・ 発注者間における連携体制の強化
- ・ 建設生産システムにおける生産性向上に関する各種施策の推進

## ◆目的達成に向けた各種施策

### ①公共工事の品質確保の促進に関する施策

- ➔ 発注体制の把握と自己評価等による発注関係事務の適切な実施に向けた取り組み
  - ※一層の発注関係事務の改善に向けた全国統一指標の導入 **H29年度より実施**
- ➔ 発注見通しの統合公表の取り組み
  - ※発注情報の一元化に向けた取り組み **H29年度より実施**
- ➔ 各発注者における総合評価落札方式の取り組み状況について情報共有

### ②建設生産システムにおける生産性向上に関する施策

- ➔ i-Constructionなど建設現場の生産性向上に向けた取り組みの情報共有等

### ③発注者の支援に関する施策

- ➔ 総合評価落札方式等の入札契約方式の導入に対する支援
- ➔ 県部会を通じた市町村への施策実施に向けた働きかけ、技術的支援等

### ④その他、協議会の目的を達成するために必要な事項

- ➔ 新たな入札契約制度等に関する情報提供等

# 九州ブロック発注者協議会について(協議会組織図)

## ① 九州ブロック発注者協議会

### <目的>

・「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（基本指針）」及び「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の趣旨を踏まえ、国、特殊法人等及び地方公共団体の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化するとともに、建設生産システムの効率化に関する各種施策の推進を図り、もって九州ブロックにおける現在及び将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保の促進に寄与することを目的とする。

### <構成員>

- （国）九地整局長、関係省庁出先機関部長等
- （県・政令市・代表市）土木部長等
- （特殊法人等）九州に組織を有する機関の部長等

## ② 幹事会

### <活動内容>

- ・各種施策の取り組み状況の情報交換及び推進・強化に向けた意見交換等

### <構成員>

- （国）九地整企画部長、関係省庁出先機関課長等
- （県・政令市・代表市）技術管理担当課長等
- （特殊法人等）九州に組織を有する機関の課長等

## ③ 専門部会

### <活動内容>

- ・地域の実情を踏まえた各種施策の推進を図るため、実務担当者による施策検討・情報共有等
- （品確協議会作業部会、発注者間の連携強化に向けた検討会の組織を存続）

## ④ 県部会

### <活動内容>

- ・市町村へ施策実施に向けた働きかけ、支援要望等の情報交換（品確協議会県部会の組織を存続）

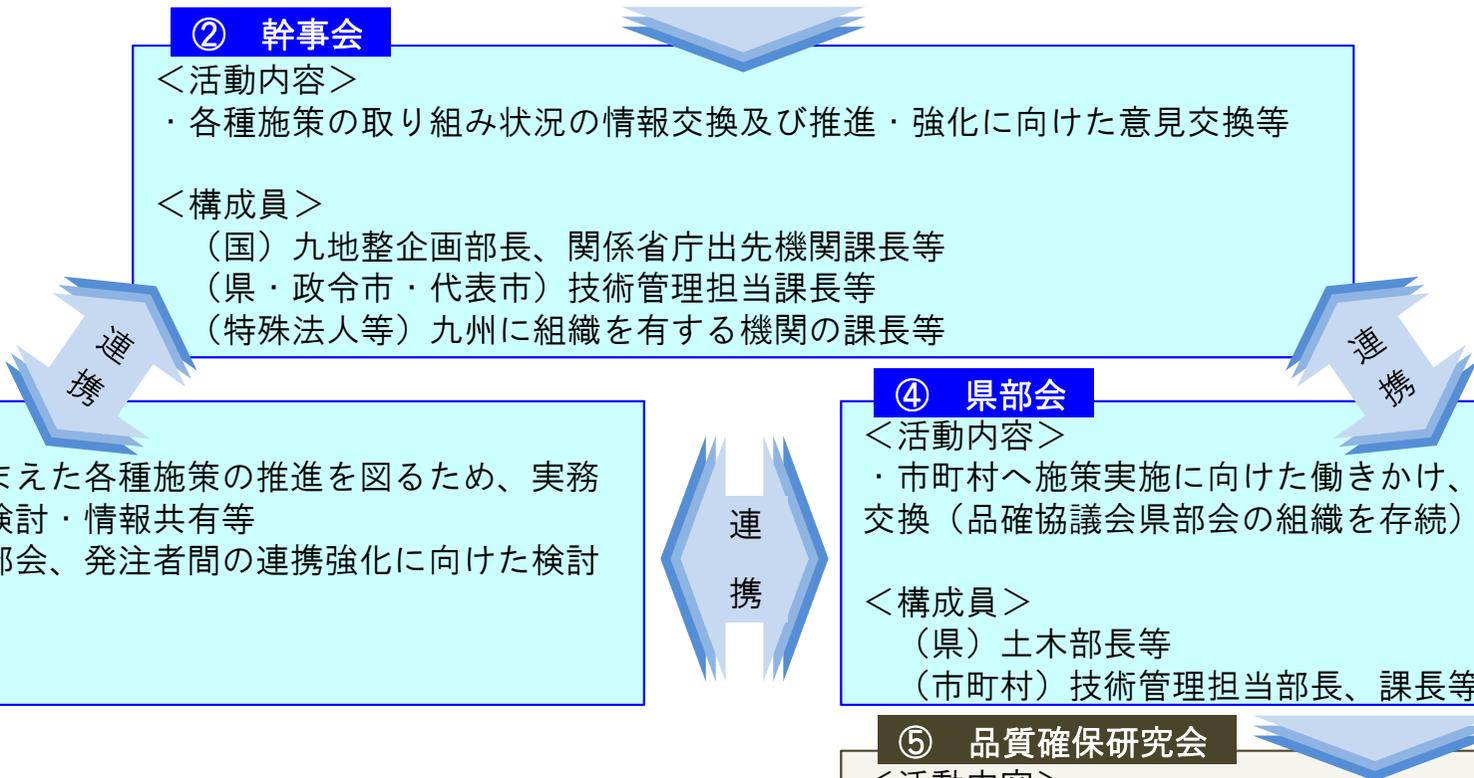
### <構成員>

- （県）土木部長等
- （市町村）技術管理担当部長、課長等

## ⑤ 品質確保研究会

### <活動内容>

- ・実務担当者による情報交換等
- （品確協議会県部会品質確保研究会の組織を存続）



# 発注関係事務の全国統一指標について

## ◆九州発注者協議会における取り組み

平成27年11月 発注体制の把握と自己評価の実施

※運用指針における発注関係事務を適切に実施するための取り組むべき事項108項目のうち、  
31項目について自己評価を実施

### 協議会の成果

平成28年4月より  
歩切りの完全撤廃

### 受注者からの指摘

一定程度の成果が上がっている一方、  
依然として課題があるとの指摘

## ◆全国統一指標（案）

- ・全国的に一層の発注関係事務の改善に取り組むためには、自らの発注関係事務について客観的な状況を把握できる指標の設定が有効
- ・重点項目を選定し、取り組むことが効果的  
＜重点項目（案）＞

発注者協議会への  
意見照会結果を反映

### ①適正な予定価格の設定

指標①-1：最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況（見積り等の活用）  
指標①-2：単価の更新頻度

### ②適切な設計変更

指標②-1：設計変更ガイドラインの策定・活用状況  
指標②-2：設計変更の実施工事率

### ③施工時期等の平準化

指標③-1：平準化率

## ◆今後の予定

- ・継続的な各機関の指標値把握と結果の公表
- ・各発注者の立ち位置等を把握した後、目標設定及び指標の活用策等を検討

# 新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について 国土交通省

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

## 新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待  
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正  
i-Constructionの推進等による生産性の向上

**新たな課題に対応し、  
5年間の成果をさらに充実する  
新・担い手3法改正を検討**

## 担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶  
価格のダンピング対策の強化  
建設業の就業者数の減少に歯止め

## 品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法※>

- 発注者の責務
  - ・適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
  - ・**施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）**
  - ・適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）
- 受注者（下請含む）の責務
  - ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

### 働き方改革の推進

- 工期の適正化
  - ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
  - ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
  - ・**公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>**
- 現場の処遇改善
  - ・社会保険の加入を許可要件化
  - ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

- 発注者・受注者の責務
  - ・情報通信技術の活用等による生産性向上

### 生産性向上への取組

- 技術者に関する規制の合理化
  - ・監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
  - ・主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

- 発注者の責務
  - ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
  - ・災害協定の締結、発注者間の連携
  - ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

### 災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

- 災害時における建設業者団体の責務の追加
  - ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化
- 持続可能な事業環境の確保
  - ・経営管理責任者に関する規制を合理化
  - ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

- 調査・設計の品質確保
  - ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

## 建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>

## 背景・必要性

### 1. 災害への対応

○全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務

### 3. 生産性向上の必要性

○建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、生産性の向上が急務

### 2. 働き方改革関連法の成立

○「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務

### 4. 調査・設計の重要性

○公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割

## 法案の概要（改正のポイント）

### I. 災害時の緊急対応の充実強化

#### 【基本理念】

災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備

#### 【発注者の責務】

- ①緊急性に応じて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択
- ②建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者間の連携
- ③労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用

### II. 働き方改革への対応

#### 【基本理念】

適正な請負代金・工期による請負契約の締結、公共工事に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮

#### 【公共工事等を実施する者の責務】

適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結

#### 【発注者の責務】

- ①休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定
- ②公共工事の施工時期の平準化に向けた、債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
- ③設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等

### III. 生産性向上への取組

#### 【基本理念、発注者・受注者の責務】

情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上

### IV. 調査・設計の品質確保

公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について**広く本法律の対象**として位置付け

### V. その他

#### (1) 発注者の体制整備

- ①発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備【発注者の責務】
- ②国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進等

#### (2) 工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用【基本理念】

- (3) 公共工事の目的物の適切な維持管理【国・特殊法人等・地方公共団体の責務】

# 施工時期の平準化の推進①（品確法第7条）

## 【品確法】（発注者の責務として位置づけ）

- ・発注者の責務として、施工時期の平準化を図るため、繰越明許費・（国庫）債務負担行為の活用や中長期的な公共工事等の発注見通しの作成・公表を明示

○公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）（抄）

（発注者等の責務）

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

一～四 （略）

五 地域における公共工事等の実施の時期の平準化を図るため、計画的に発注を行うとともに、工期等が一年に満たない公共工事等についての繰越明許費（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十四条の三第二項に規定する繰越明許費又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十三条第二項に規定する繰越明許費をいう。第七号において同じ。）又は財政法第十五条に規定する国庫債務負担行為若しくは地方自治法第二百十四条に規定する債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定、他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表その他の必要な措置を講ずること。

六～九 （略）

2～5 （略）

## 品確法基本方針とは

- 品確法<sup>(※)</sup>に基づき、公共工事の品質確保の促進の意義や施策に関する基本的方針を規定（平成17年閣議決定、平成26年改正）
- 国、特殊法人等、地方公共団体は、基本方針に従って必要な措置を講ずる努力義務（※）公共工事の品質確保の促進に関する法律

災害時の緊急対応の充実強化、働き方改革への対応、生産性向上への取組、調査・設計の品質確保  
を柱とする品確法の改正<sup>(※)</sup>を反映

（※）令和元年6月14日公布・施行

## 改正の全体像

※改正事項は、改正法の4本柱に対応して色分けして記載

### 第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

- 災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備
- 市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した請負代金・適正な工期等を定める公正な請負契約の締結
- 情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上
- 公共工事に関する調査等の品質確保が公共工事の品質確保を図る上で重要

### 第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

#### 発注関係事務の適切な実施

- 災害時の緊急性に応じた随意契約・指名競争入札の活用
- 建設業者団体等との災害協定の締結、災害時の発注者の連携
- 災害時の見積り徴収の活用
- 法定福利費・補償に必要な保険料及び工期を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定
- 施工時期の平準化に向けた繰越明許費・債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表
- 休日・準備期間・天候等を考慮した適正な工期の設定
- 設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用

#### 受注者等の責務に関する事項

- 市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結等
- 情報通信技術の活用等による生産性の向上

#### 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項

- 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価における情報通信技術の活用等

#### 調査等の品質確保に関する事項

- 調査等における発注関係事務の適切な実施（予定価格の適正な設定、実施の時期の平準化、適正な履行期の設定等）
- 調査等における受注者等の責務に関する事項（適正な請負代金・履行期による下請契約の締結、生産性の向上等）
- 調査等の性格等に応じた入札及び契約の方法（プロポーザル方式の選択等）

# 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律 (令和元年法律第三十号)

(令和元年6月5日成立、6月12日公布)

## 背景・必要性

### 1. 建設業の働き方改革の促進

○ 長時間労働が常態化する中、その是正等が急務。

※ 働き方改革関連法(2018年6月29日成立)による改正労働基準法に基づき、建設業では、2024年度から時間外労働の上限規制(罰則付き)が適用開始。

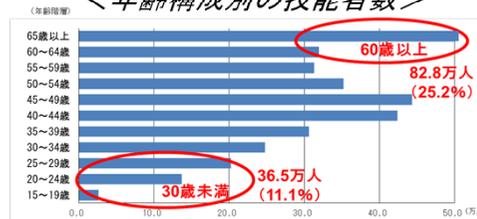
#### <時間外労働の上限規制>

- ✓ 原則、月45時間 かつ 年360時間
- ✓ 特別条項でも上回る事の出来ないもの:
  - ・年720時間(月平均60時間)
  - ・2~6ヶ月の平均でいずれも80時間以内
  - ・単月100時間未満
  - ・月45時間を上回る月は年6回を上限

### 2. 建設現場の生産性の向上

○ 現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、限りある人材の有効活用と若者の入職促進による将来の担い手の確保が急務。

#### <年齢構成別の技能者数>



### 3. 持続可能な事業環境の確保

○ 地方部を中心に事業者が減少し、後継者難が重要な経営課題となる中、今後も「守り手」として活躍し続けやすい環境整備が必要。

## 法案の概要

### 1. 建設業の働き方改革の促進

#### (1) 長時間労働の是正(工期の適正化等)

- 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告。また、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、違反者には国土交通大臣等から勧告等を実施。
- **公共工事の発注者に、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための方策を講ずることを努力義務化。**<入契法>

#### (2) 現場の処遇改善

- 建設業許可の基準を見直し、社会保険への加入を要件化。
- 下請代金のうち、労務費相当分については現金払い。

### 3. 持続可能な事業環境の確保

- 経營業務に関する多様な人材確保等に資するよう、経營業務管理責任者に関する規制を合理化(※)。

※ 建設業経営に関し過去5年以上の経験者が役員にいないと許可が得られないとする現行の規制を見直し、今後は、事業者全体として適切な経営管理責任体制を有することを求めることとする。

- 合併・事業譲渡等に際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みを構築。

### 2. 建設現場の生産性の向上

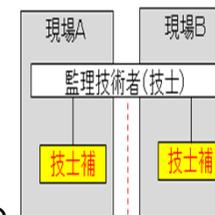
#### (1) 限りある人材の有効活用と若者の入職促進

- 工事現場の技術者に関する規制を合理化。
  - (i) 元請の監理技術者に関し、これを補佐する制度を創設し、技士補がいる場合は複数現場の兼任を容認。
  - (ii) 下請の主任技術者に関し、一定未満の工事金額等の要件を満たす場合は設置を不要化。

#### (2) 建設工事の施工の効率化の促進のための環境整備

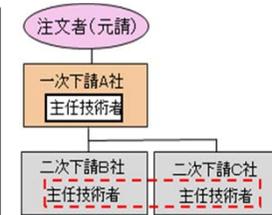
- 建設業者が工場製品等の資材の積極活用を通じて生産性を向上できるよう、資材の欠陥に伴い施工不良が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、国土交通大臣等は、建設資材製造業者に対して改善勧告・命令できる仕組みを構築。

#### <元請の監理技術者>



監理技術者は兼務可能

#### <下請の主任技術者>



主任技術者の設置を不要化

# 施工時期の平準化の推進②（入契法第17条等）

## 【入契法】（入札契約適正化指針に従った取組の責務、要請）

- ・ 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の記載事項に平準化に関する事項を追加
- ・ 適正化指針に従った取組状況について報告を求め、公表
- ・ 取組を促進するため総務省と連名で自治体に対して要請

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）（抄）  
（適正化指針の策定等）

第十七条（略）

2 適正化指針には、第三条各号に掲げるところに従って、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～四（略）

五 公共工事の施工に必要な工期の確保及び地域における公共工事の施工の時期の平準化を図るための方策に関する事

六・七（略）

3～7（略）

（適正化指針に基づく責務）

第十八条

各省各庁の長等は、適正化指針に定めるところに従い、公共工事の入札及び契約の適正化を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（措置の状況の公表）

第十九条（略）

2 国土交通大臣及び総務大臣は、地方公共団体に対し、適正化指針に従って講じた措置の状況について報告を求めることができる。

3 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、毎年度、前2項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（要請）

第二十条（略）

2 国土交通大臣及び総務大臣は、地方公共団体に対し、公共工事の入札及び契約の適正化を促進するため適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置を講ずべきことを要請することができる。

## 適正化指針とは

入契法(※1)に基づき、国土交通大臣・総務大臣・財務大臣が案を作成し、閣議決定

- 発注者(国、地方公共団体、特殊法人等)は、適正化指針に従って必要な措置を講ずる努力義務
- 上記3大臣は、各発注者に措置の状況の報告を求め、その概要を公表
- 国土交通大臣及び財務大臣は各省各庁の長に対し、国土交通大臣及び総務大臣は地方公共団体に対し、特に必要と認められる措置を講ずべきことを要請

(※1) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

- 改正入契法において、入札契約適正化の柱として、施工に必要な工期の確保、施工の時期の平準化を図ることが追加
- 適正な工期の設定、施工の時期の平準化等を発注者責務として規定する品確法(※2)の改正法が成立

(※2) 公共工事の品質確保の促進に関する法律

## 改正のポイント

### I. 施工に必要な工期の確保

施工に必要な工期を確保するため、工期の設定に係る考慮事項として、**工事の規模及び難易度等に加え、公共工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日等の作業不能日数**などを規定

### II. 施工時期の平準化の推進

施工時期の平準化を図るため、**計画的な発注や中長期的な発注見通しの作成・公表、繰越明許費・債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期の設定**などの措置を講ずることを規定

### III. その他、品確法の改正等を踏まえての反映

**品確法の改正を踏まえ、公共工事の入札契約の適正化を図る観点から、災害時における緊急性に応じた随意契約・指名競争入札の活用、工事検査等における情報通信技術の活用**等の事項について追記するとともに、**担い手確保のための処遇改善の取組**などについて追記

# 施工時期の平準化に向けた地方公共団体への要請

○改正入契法の施行(9月1日)、改正入契法適正化指針の告示(10月21日)に合わせて、総務省と連名で通知を発出し、各地方公共団体において、施工時期の平準化を進めるよう要請。

## 改正入契法施行通知(令和元年8月30日発出)(抜粋)

地域における公共工事の施工の時期の平準化を図るためには計画的な発注や他の発注者との連携による中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表を行うとともに、工期が1年以上の公共工事のみならず工期が1年に満たない公共工事についても繰越明許費や債務負担行為の活用により翌年度にわたる工期設定を行うこと等が重要であるので、今後の予算編成において必要な債務負担行為の限度額を設定するなど具体的な取組を進められたい。(中略)

今後の適正化指針の改正を踏まえ、早期にかつ積極的に施工の時期の平準化の取組等を進めていただくようお願いする。

## 改正入契法適正化指針施行通知(令和元年10月21日発出)(抜粋)

各地方公共団体におかれては、財政部局と発注部局が連携し議会の十分な理解及び支援の下、今後の予算編成において、施工時期の平準化を図るために必要な債務負担行為の限度額を設定するなど具体的な取組を進めること。

なお、今後、施工時期の平準化については、各地方公共団体における取組の「見える化」を通じて積極的な推進を図るため、平準化の進捗状況及び施策の取組状況について適時調査を行い、他の団体と比較できるよう公表するとともに、取組の進んでいない地方公共団体に対しては個別に詳細な調査や要因等の聴取を実施するなど、平準化に向けて積極的な取組を促進することとしているので留意されたい。

# 公共工事の入札及び契約の適正化の推進について(要請)

## ～ 入札契約適正化法に基づき公共工事の発注者が講ずべき措置について要請 ～

総務大臣・国土交通大臣から知事、政令市市長及び議長あてに通知 (R1. 10. 21)

<R1. 6. 12公布>  
建設業法及び入契法の改正(全会一致)  
<R1. 6. 14公布>  
公共工事品質確保法の改正(全会一致)

<R1. 10. 18閣議決定>  
・適正化指針の改正  
・基本方針の改正

公共工事の発注者は、入札契約適正化法に基づき、  
・適正化指針に従って必要な措置を講ずる努力義務  
・発注の見通しに関する事項を公表する義務

<R1. 10. 21要請通知>  
今回の適正化指針の改正等を受けて、発注者は  
Ⅰ、Ⅱ、Ⅲに掲げる措置を講ずることが必要。

### ※赤字が主な追記・変更箇所

## Ⅰ. 緊急に措置に努めるべき事項

- 災害復旧等における入札及び契約の方法
  - ・災害応急対策又は災害復旧に関する工事において、緊急性に応じて随意契約や指名競争入札など、適切な入札及び契約の方法を選択
- 施工に必要な工期の確保
  - ・工期の設定に当たって、公共工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日等の作業不能日数等を適切に考慮
- 施工時期の平準化
  - ・計画的な発注を行うとともに、中長期的な発注見通しの作成・公表、繰越明許費・債務負担行為の活用などの措置を講ずることにより、施工時期の平準化を図る
- 情報通信技術の活用
  - ・工事の監督等に当たって、映像など情報通信技術の活用や三次元データの活用等を図る

## Ⅱ. 継続的に措置に努めるべき事項

- 適正な予定価格の設定
  - ・災害により通常の積算では困難な場合等は見積りの徴収により積算
  - ・市場における最新の実勢価格のほか、法定福利費等を反映して適正に積算
  - ・特に、適正な積算に基づく設計書金額の一部控除(歩切り)は厳に行わない(品確法違反であり、実態を調査)
- ダンピング対策の強化
  - ・入札金額の内訳を適切に確認
  - ・低入札価格調査制度、最低制限価格制度の活用徹底
  - ・いずれも未導入の場合は導入に向けて検討
- 適切な契約変更の実施等
  - ・現場の状態等を踏まえた適切な設計図書の変更
  - ・工事費用や工期に変動が生じた場合、必要な変更契約を適切に締結
  - ・工期が翌年度にわたる場合は繰越明許費の活用等の措置を適切に講ずる
- 施工体制の把握の徹底
  - ・施工体制台帳に基づく点検や元請への指導等
- 社会保険等未加入業者の排除
  - ・定期の競争参加資格審査等を通じた元請からの排除
  - ・元請による未加入業者との下請契約の禁止等
- 一般競争入札、総合評価落札方式、地域維持型契約方式の適切な活用
  - ・段階的選抜方式の活用
- 低入札価格調査の基準価格等の公表時期の見直し
  - ・低入札価格調査基準価格、最低制限価格等について、**落札決定以後**に公表
- 談合等の不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底
  - ・予定価格の作成時期を入札書提出後とする等
- 発注者としての体制の補完
  - ・CM方式等による支援の活用
  - ・発注関係事務に必要な知識・技術を有する職員の育成・確保

## Ⅲ. 情報の公表を行わなければならない事項

- 発注見通し、入札・契約の過程、契約内容

## Ⅳ. その他公共工事の入札及び契約に関する留意事項

- 公共工事の円滑な施工確保
- 適正な施工確保のための技能労働者の育成及び確保
  - ・公共工事の施工に当たって建設キャリアアップシステムの利用が進められるよう努める

- ・品確法において、公共工事の施工時期の平準化が「発注者の責務」として明確に規定
- ・入契法において、公共工事の発注者に施工時期の平準化のための方策を講ずることを「努力義務化」

施工時期の平準化の取組が浸透しつつあるが、実施体制やノウハウ不足等を理由に、特に市町村ではいまだに低い水準  
更なる平準化の推進が必要

[※平準化率は、国:0.85、都道府県:0.75、市町村:0.55(H30年度)]

まずは一定規模の工事契約件数のある都道府県、人口10万人以上の市に対し、重点的に平準化の取組の実施を働きかけるとともに、全ての地方公共団体に対し発注者の責務として平準化の取組を進めるよう支援

## 取組事例等の周知徹底

- 施工時期の平準化の意義について、地方公共団体に対し様々な機会を捉え周知徹底  
(総務省との連名による取組要請の通知のほか、中小企業者調達推進協議会(7/19)、改正法説明会(14カ所)、地域発注者協議会(10ブロック)、地方ブロック土木部長等会議(8ブロック)、都道府県技術管理等主管課長会議、監理課長等会議(8ブロック)等を実施)
- 地方公共団体による優良事例を周知し、先進的な取組を水平展開(「さしすせそ事例集」の更なる充実・普及)

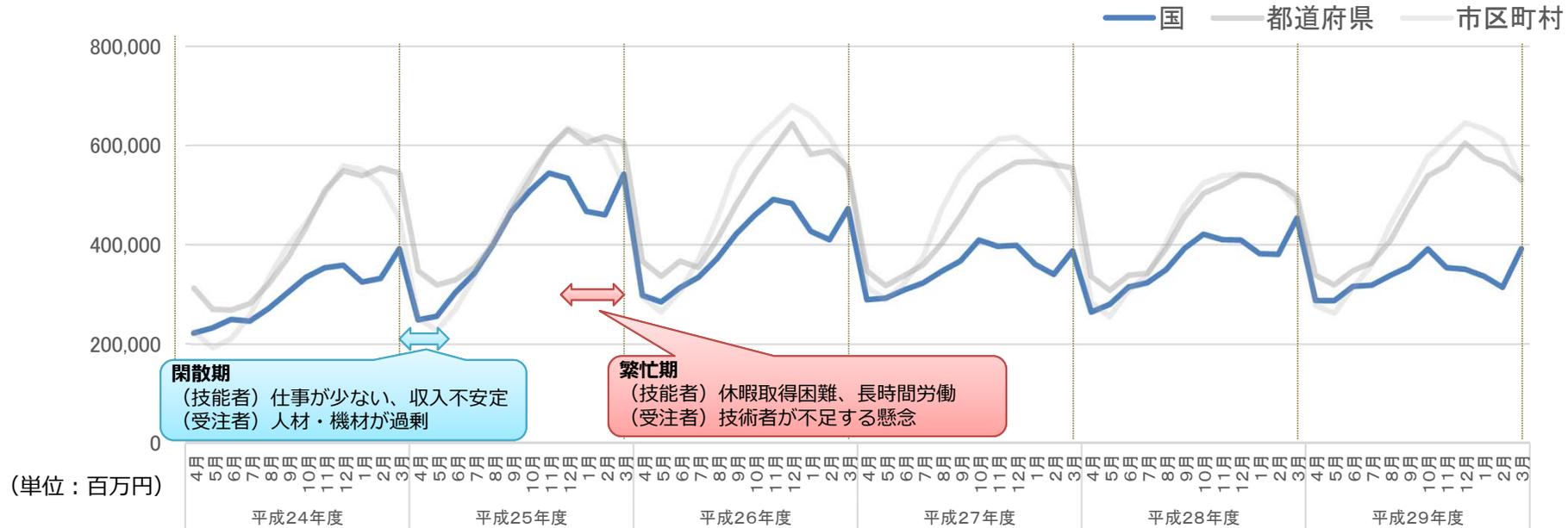
## 平準化の進捗・取組状況の見える化

- 地方公共団体における平準化の進捗・取組状況を見える化して継続的にフォローアップ
  - ・地域発注者協議会等で、平準化率を活用して各地方公共団体の進捗状況を見える化し、他の団体と比較できるよう公表
  - ・入契法に基づく入契調査で、各地方公共団体における取組状況をきめ細かく把握し、結果を公表
  - ・平準化の取組が進んでいない都道府県、人口10万人以上の市に対し、さらに詳細な調査、ヒアリングの実施

# 施工時期の平準化の意義

## 国、都道府県・市区町村における工事出来高の状況について

- 工事量の偏りが生じることで、工事の閑散期は仕事が不足し、工事従事者の収入が減る可能性が懸念される。
- 一方、繁忙期においては、仕事量が過大になり、長時間労働や休暇が取りにくくなる。



## 平準化により期待される効果

年度内の工事量の偏りを解消し、年間を通した工事量が安定することで以下のような効果が期待され、建設生産システムの省力化・効率化・高度化に寄与（生産性の向上）することが考えられる。

(発注者)

- 人材・資材の効率的な活用促進による入札不調・不落対策
- 中長期的な公共工事の担い手確保対策
- 発注職員等の事務作業が一時期な集中回避

(受注者)

- 人材・資機材の実働日数の向上等による経営の健全化
- 労働者（技術者・技能者）の処遇改善（特に休日の確保等）
- 稼働率向上による建設業の機械保有等の促進（建設業の災害時の即応能力も向上）

# 平準化率の定義

$$\text{平準化率} = \frac{\text{(4~6月期の平均稼働件数(金額))}}{\text{(年度の平均稼働件数(金額))}}$$

「一般財団法人 日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

対 象: 契約金額500万円以上の工事

稼働件数: 当該月に工期が含まれるもの

稼働金額: 最終契約金額(工期中のものは当初契約金額)を工期月数で除した金額を足し合わせたもの

## 平準化率イメージ(概念)

工事名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
〇〇維持工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
〇〇建設工事			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
〇〇工事		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
稼働件数(月あたり)	1	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
稼働件数(年平均)	2.75											
稼働件数(4~6月平均)	2											
平準化率	0.73											

各月の工事稼働件数の合計

各月稼働件数の年度平均

4~6月稼働件数の平均

4~6月期の平均稼働件数(2件)

年度の平均稼働件数(2.75件)

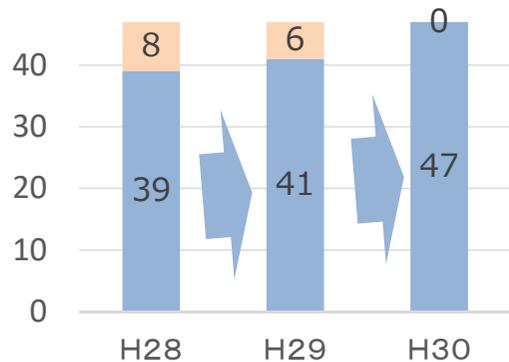


## 【施工時期の平準化の取組状況】

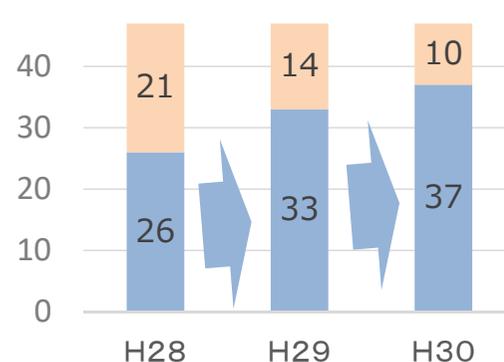
- 債務負担行為の活用や柔軟な工期設定、速やかな繰越手続など取組の状況を調査
- 都道府県では取組が進んでいる**ところですが、**市区町村においては取組を実施している団体は増加基調にあるものの、未だ低い水準**にあります。

### 都道府県

【債務負担行為の活用状況】 (n=47)



【柔軟な工期設定】 (n=47)

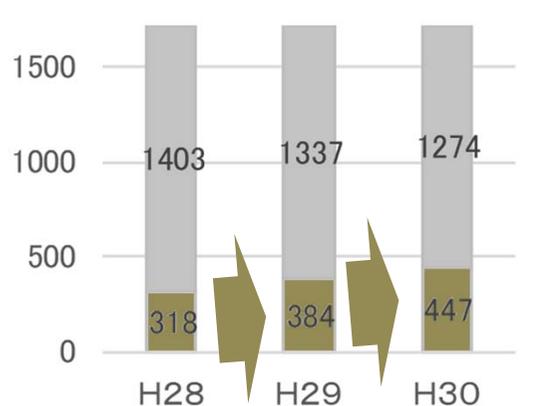


【速やかな繰越手続】 (n=47)

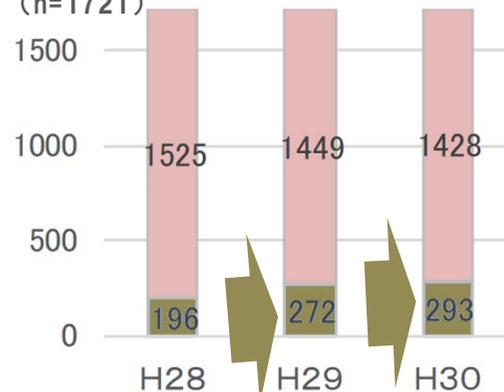


### 市区町村

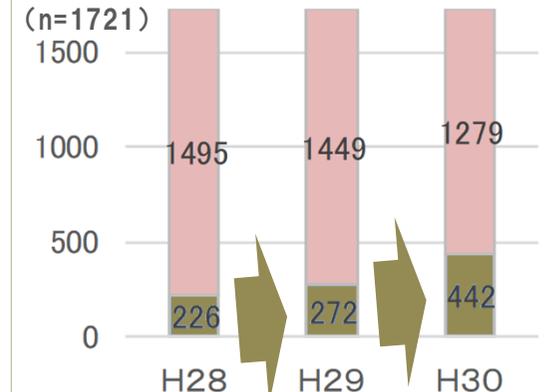
【債務負担行為の活用状況】 (n=1721)



【柔軟な工期設定】 (n=1721)



【速やかな繰越手続】 (n=1721)



(凡例：■ 実施済み ■ 未実施)

平成30年度入札契約適正化法等に基づく実施状況調査 (平成30年8月1日時点) より

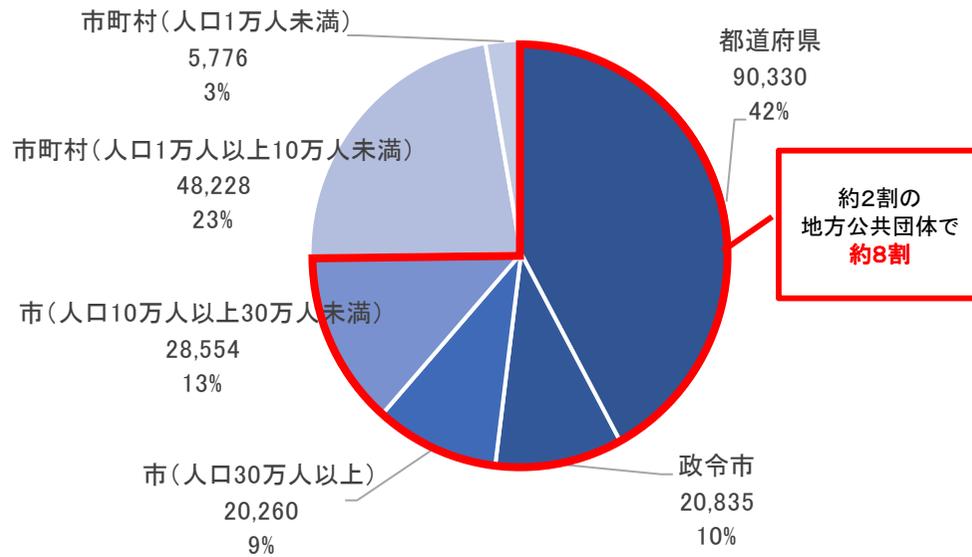
# 地方公共団体の工事発注件数と平準化率

○ 地方公共団体のH30工事契約件数は、全地方公共団体数の約2割(都道府県、人口10万人以上の市)、で全体の約8割を占める。

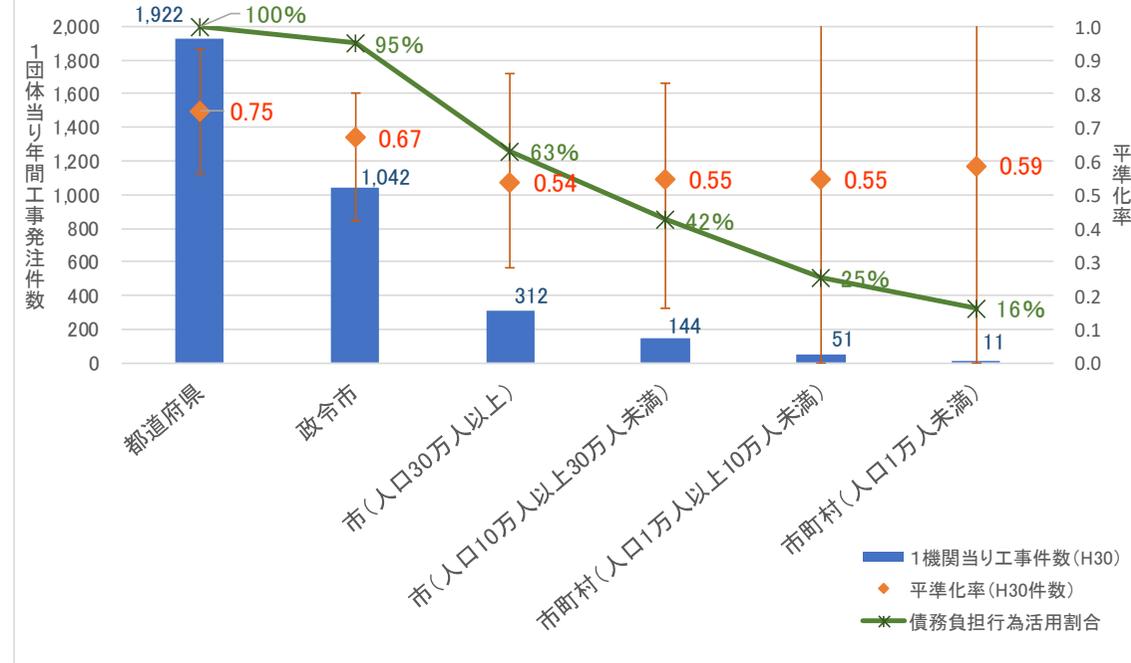
## 地方公共団体数

	都道府県	政令市	市 (人口30万人以上)	市 (人口10万人以上30万人未満)	市町村 (人口1万人以上10万人未満)	市町村 (人口1万人未満)	合計
団体数	47	20	65	198	946	512	1,788
団体数累積割合	3%	4%	7%	19%	71%	100%	100%

## 地方公共団体の工事契約件数割合 (H30)



## 団体別工事件数及び平準化率



※ 人口総数はH27国勢調査による

※ 平準化率は、「一般財団法人 日本建設情報総合センター コリンス・テクリスセンター」に登録された工事（1件当たり500万円以上）を区分毎に全ての工事を足し合わせて算出（データ抽出時点：令和元年5月18日）

- 平成28年4月に公表した都道府県の平準化の先進的な取組の事例集については、更なる充実化を図るため、新たに市区町村の取組事例を加え、平成30年5月に第3版作成。

## ■ 地方公共団体における平準化の取組事例について～平準化の先進事例「さしすせそ」～

### ① (さ) 債務負担行為の活用

年度をまたぐような工事だけではなく、工期が12ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的として、債務負担行為を積極的に活用する。

また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担も適切に活用する。

### ② (し) 柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）

工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着方式等を積極的に活用する。

※ 余裕期間については各発注者により定義等が異なる。

### ③ (す) 速やかな繰越手続

工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始する。

### ④ (せ) 積算の前倒し

発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始

### ⑤ (そ) 早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）

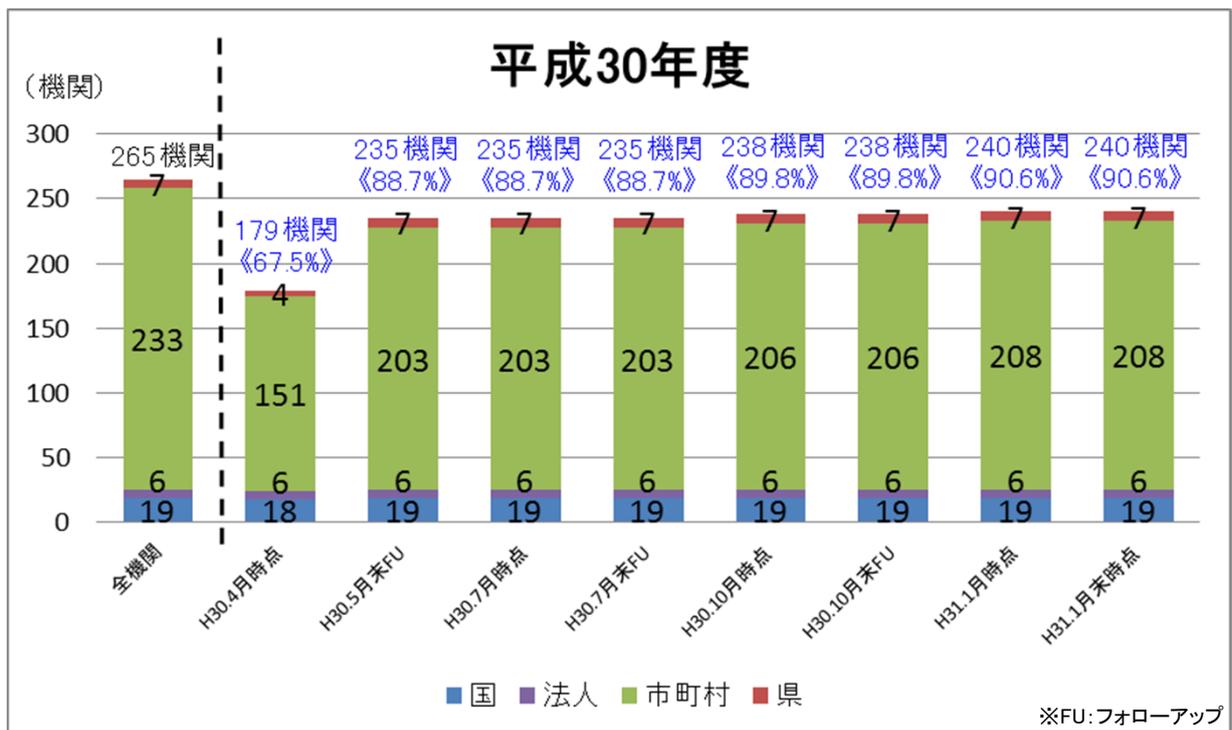
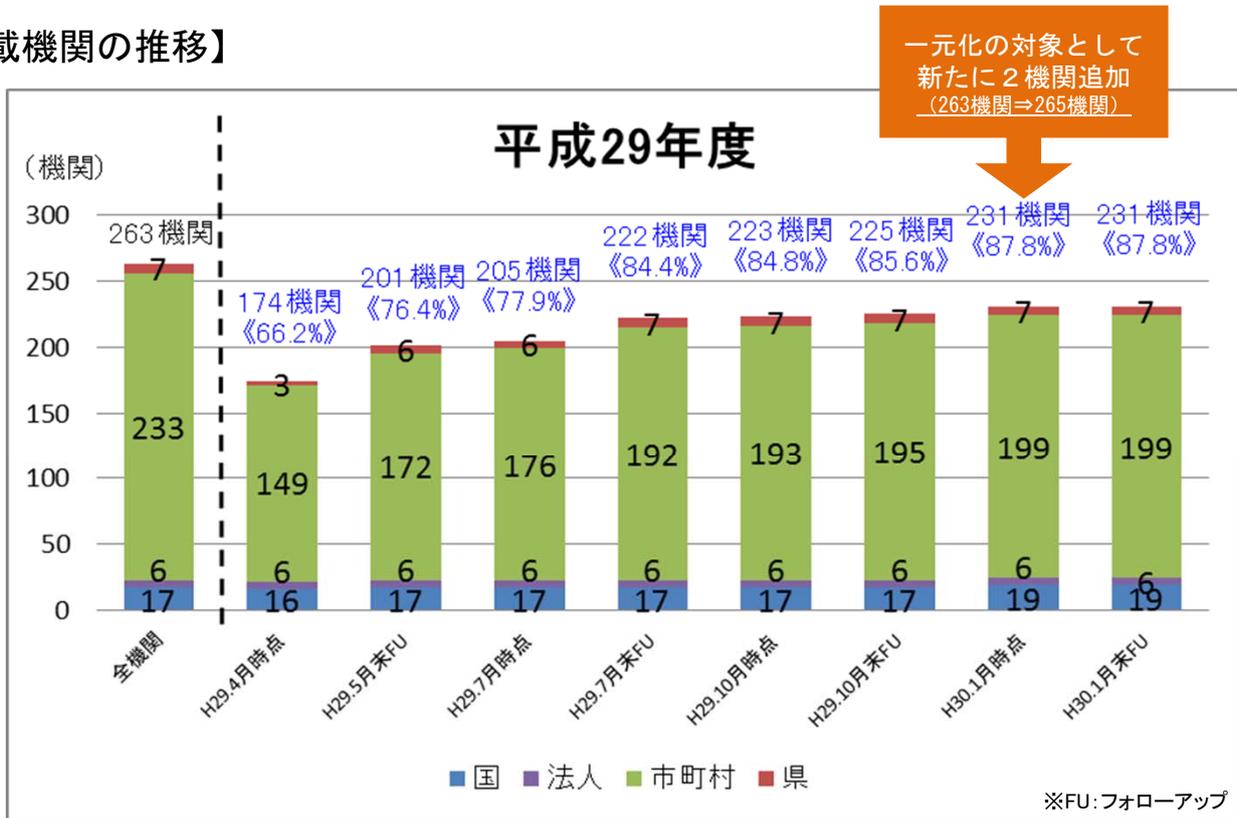
年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期（特に4～6月）における工事の執行率（契約率）の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施する。

## 九州ブロックにおける発注情報の一元化について

### 【九州ブロックでの取り組み】

○九州ブロックでは、九州ブロック発注者協議会において、各発注機関の発注見通しの全容が把握できるように、平成29年度より「発注見通しの一元化」を実施。【H29. 4. 25 ~】

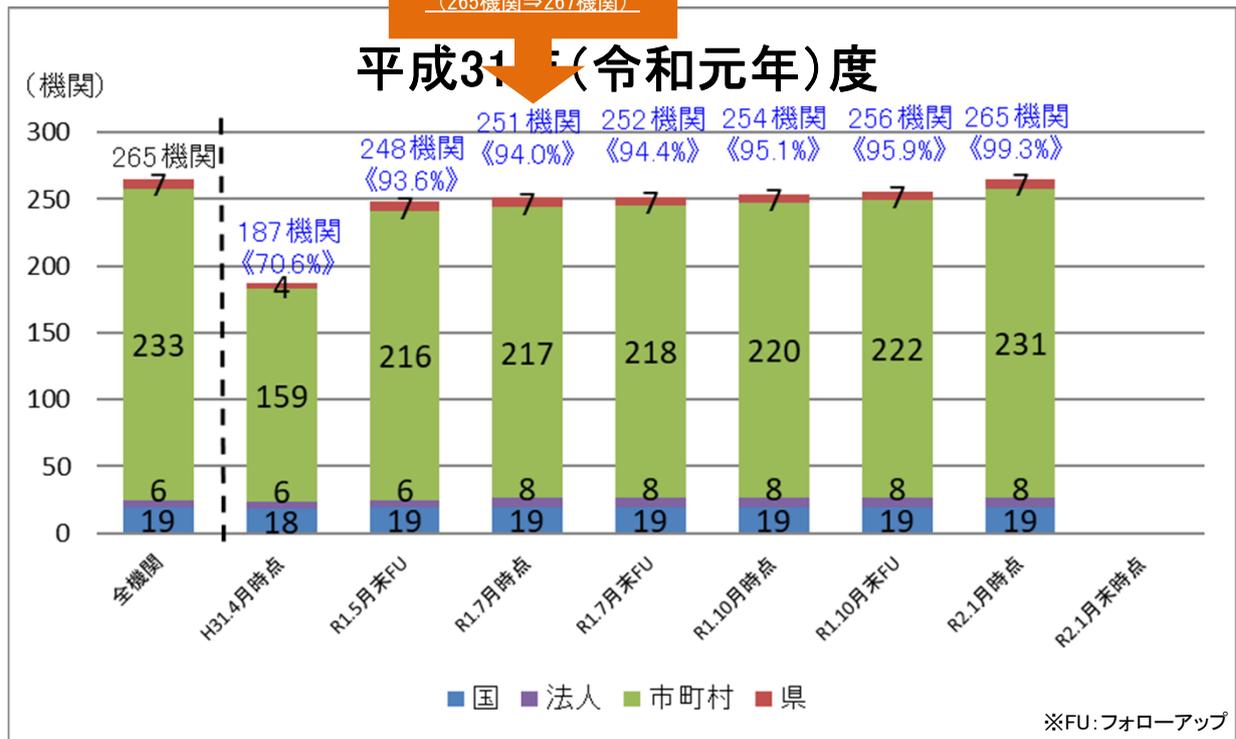
### 【掲載機関の推移】



# 九州ブロックにおける発注情報の一元化について

## 【掲載機関の推移】

一元化の対象として  
新たに2機関追加  
(265機関⇒267機関)



発注情報の一元化の掲載機関の推移

	掲載機関数	発注情報の一元化 掲載機関		掲載機関数	発注情報の一元化 掲載機関
平成29年4月時点  (全263機関)	174	国 : 16機関 / 17機関 法人等 : 6機関 / 6機関 福岡県 : 41機関 / 61機関 佐賀県 : 21機関 / 21機関 長崎県 : 18機関 / 22機関 熊本県 : 44機関 / 46機関 大分県 : 0機関 / 19機関 宮崎県 : 27機関 / 27機関 鹿児島県 : 1機関 / 44機関	平成30年4月時点  (全265機関)	179	国 : 18機関 / 19機関 法人等 : 6機関 / 6機関 福岡県 : 45機関 / 61機関 佐賀県 : 21機関 / 21機関 長崎県 : 20機関 / 22機関 熊本県 : 42機関 / 46機関 大分県 : 0機関 / 19機関 宮崎県 : 27機関 / 27機関 鹿児島県 : 0機関 / 44機関  (うち、新規参画機関) 北九州市、須恵町
平成29年5月末時点FU	201	(参画機関) 財務省国税庁熊本国税局、福岡県、筑紫野市、糸島市、遠賀町、添田町、みやこ町、吉富町、長崎県、諫早市、川棚町、波佐見町、高森町、あさぎり町、鹿児島県、鹿児島市、南さつま市、南九州市、出水市、霧島市、垂水市、南大隅町、屋久島町、瀬戸内町、龍郷町、和泊町、知名町	平成30年5月末時点FU	235	(参画機関) 国土交通省九州運輸局、福岡県、筑紫野市、太宰府市、添田町、吉富町、諫早市、川棚町、合志市、南関町、南小国町、産山村、大分県、大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町、鹿児島県、鹿児島市、日置市、いちき串木野市、指宿市、南さつま市、南九州市、出水市、薩摩川内市、さつま町、伊佐市、霧島市、湧水町、鹿屋市、垂水市、大崎町、錦江町、南大隅町、西之表市、屋久島町、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、和泊町、知名町
平成29年7月時点	205	(参画機関) 嘉麻市、日置市、指宿市、伊佐市	平成30年7月時点	235	(参画機関) 無し
平成29年7月末時点FU	222	(参画機関) 大分県、大分市、別府市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町	平成30年7月末時点FU	235	(参画機関) 無し
平成29年10月時点	223	(参画機関) いちき串木野市、西之表市、(▲嘉麻市)	平成30年10月時点	238	(参画機関) 東峰村、三島村、始良市
平成29年10月末時点FU	225	(参画機関) 佐伯市、玖珠町	平成30年10月末時点FU	238	(参画機関) 無し
平成30年1月時点 ※2機関追加 (全265機関)	231	(参画機関) 国土交通省大阪航空局、農林水産省水産庁、東峰村、さつま町、湧水町、宇検村	平成31年1月時点	240	(参画機関) 志布志市、中種子町
平成30年1月末時点FU	231	(参画機関) 無し	平成31年1月末時点FU	240	(参画機関) 無し

※1) 朱書き : 新規参画機関 (平成30年度以降)

※2) FU : フォローアップ

発注情報の一元化の掲載機関の推移

	掲載機関数	発注情報の一元化 掲載機関		掲載機関数	発注情報の一元化 掲載機関
平成31年4月時点  (全265機関)	187	国 : 18機関 / 19機関 法人等 : 6機関 / 6機関 福岡県 : 46機関 / 61機関 佐賀県 : 6機関 / 21機関 長崎県 : 21機関 / 22機関 熊本県 : 38機関 / 46機関 大分県 : 0機関 / 19機関 宮崎県 : 27機関 / 27機関 鹿児島県 : 25機関 / 44機関  (うち、新規参画機関) <b>大川市、枕崎市、東串良町、南種子町、大和村、喜界町</b>			
令和元年5月末時点FU	248	(参画機関) 環境省九州地方環境事務所、福岡県、筑紫野市、新宮町、粕屋町、東峰村、添田町、佐賀市、鳥栖市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町、川棚町、宇城市、合志市、菊陽町、小国町、高森町、御船町、嘉島町、あさぎり町、大分県、大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町、鹿児島県、指宿市、南さつま市、さつま町、始良市、南大隅町、 <b>肝付町、屋久島町、龍郷町、徳之島町、伊仙町</b>			
令和元年7月時点	251	(参画機関) <b>日本下水道事業団九州総合事務所、福岡北九州高速道路公社、西之表市</b>			
令和元年7月末時点FU	252	(参画機関) <b>久山町</b>			
令和元年10月時点	254	(参画機関) <b>阿久根市、与論町</b>			
令和元年10月末時点FU	256	(参画機関) <b>天城町、十島村</b>			
令和2年1月時点	265	(参画機関) <b>嘉麻市、筑前町、香春町、糸田町、大任町、赤村、福智町、上毛町、曾於市</b>			
令和2年1月末時点FU					

※1) 朱書き : 新規参画機関 (平成30年度以降) ※2) FU : フォローアップ

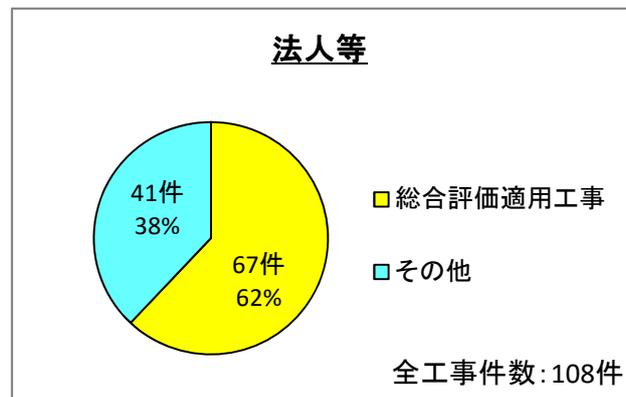
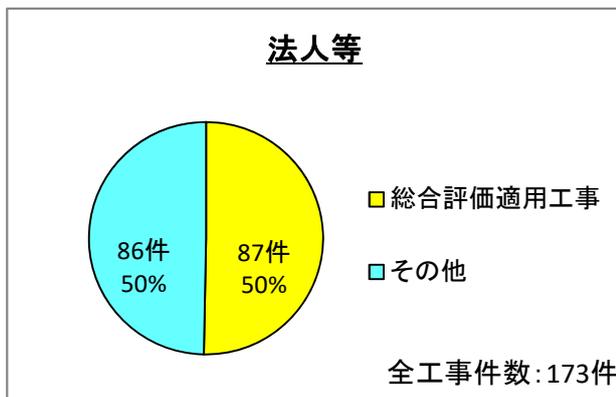
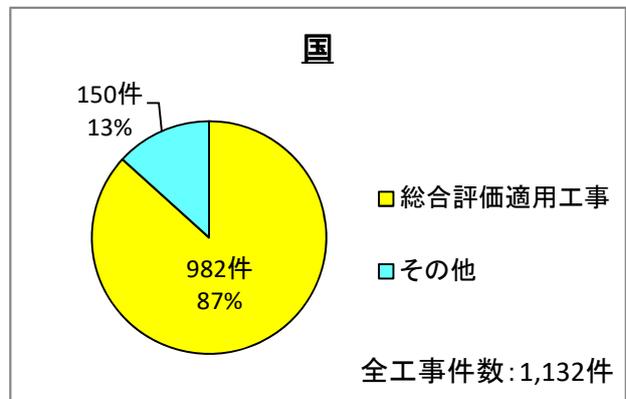
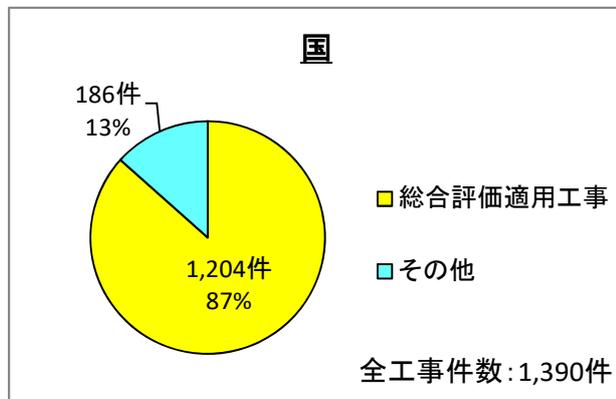
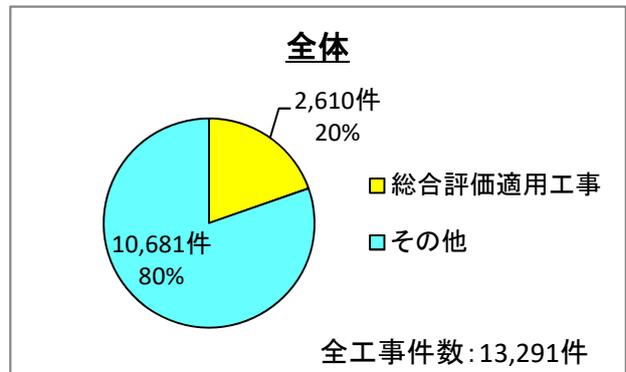
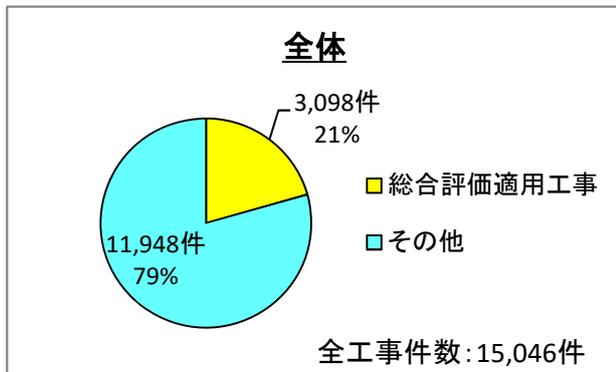
総合評価落札方式の実施状況（令和元年9月末時点）

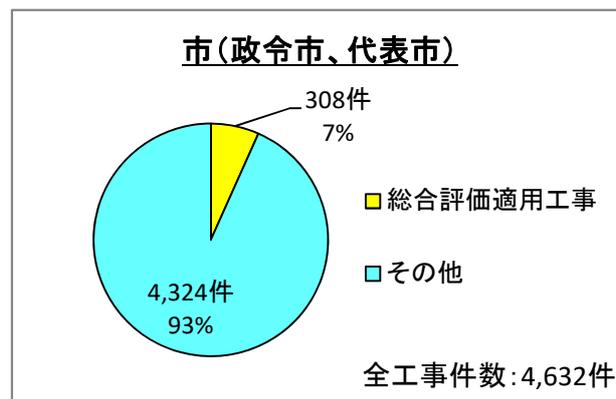
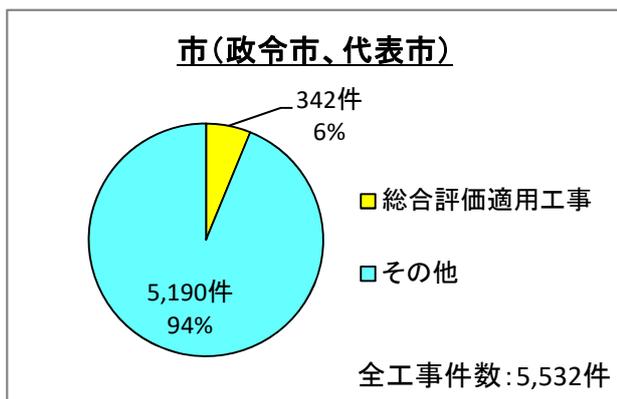
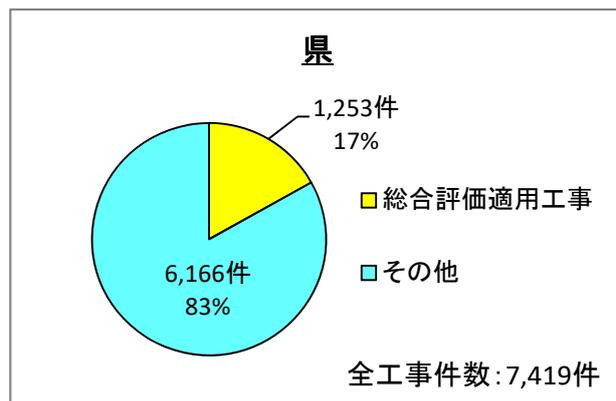
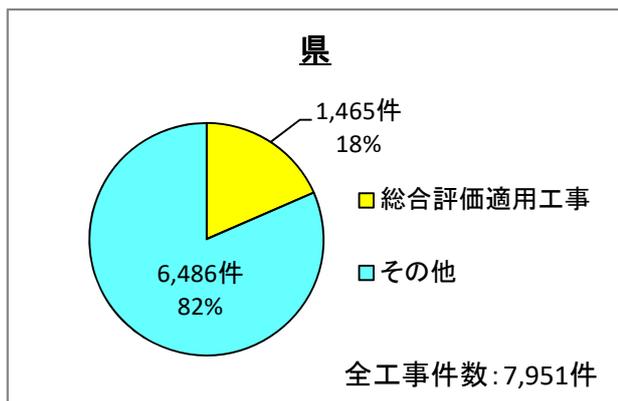
◆全工事件数（※随意契約を除く）のうち、総合評価適用工事の割合

発注※ 機関	令和元年9月末時点の公告済工事件数			《参考》平成30年9月末時点の公告済工事件数		
	全工事(件)	総合評価 適用工事(件)	総合評価 適用率(%)	全工事(件)	総合評価 適用工事(件)	総合評価 適用率(%)
国	1,390件	1,204件	87%	1,132件	982件	87%
法人等	173件	87件	50%	108件	67件	62%
県	7,951件	1,465件	18%	7,419件	1,253件	17%
市	5,532件	342件	6%	4,632件	308件	7%
全体	15,046件	3,098件	21%	13,291件	2,610件	20%

【令和元年9月末時点】

《参考》平成30年9月末時点





※発注機関について

国： 警察庁九州管区警察局、財務省九州財務局、福岡財務支局、門司税関、長崎税関、国税庁福岡国税局、国税庁熊本国税局、農林水産省九州農政局、林野庁九州森林管理局、経済産業省九州経済産業局、国土交通省九州地方整備局、九州運輸局、大阪航空局、海上保安庁第七管区海上保安本部、海上保安庁第十管区海上保安本部、環境省九州地方環境事務所、防衛省九州防衛局、福岡高等裁判所

法人等： 西日本高速道路株式会社九州支社、(独)国立文化財機構九州国立博物館、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構(独)都市再生機構九州支社、(独)水資源機構、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構  
地方共同法人日本下水道事業団九州総合事務所、福岡北九州高速道路公社

市： 北九州市、福岡市、熊本市、久留米市佐賀市、長崎市、八代市、大分市、宮崎市、薩摩川内市、鹿児島市(九州ブロック発注者協議会の構成員となっている政令市、代表市)

※※「大阪航空局」、「地方共同法人日本下水道事業団九州総合事務所」、「福岡北九州高速道路公社」の工事件数は令和元年度9月末時点のデータのみ計上。

◆公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成26年6月4日 改正)より抜粋

(基本理念)

第3条

2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素も考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。



熊本市	一般競争入札 1,000万円以上	854件	110件	710件	150件	522件	103件	20%	土木A:7,000万円以上、建築A:1億6,000万円以上、電気A:5,000万円以上、管A:5,000万円以上、舗装A:3,000万円以上、造園A:4,000万円以上、水道A:8,000万円以上	不調不落の状況を鑑み、熊本地震前の発注標準額への移行を検討している。	○	◎	◎	B	◎		○	◎	◎	B	◎		
福岡県 久留米市	条件付一般競争入札 1,000万円以上	517件	52件	525件	57件	414件	51件	12%	原則5千万円以上の工事	なし	○	◎	◎	B	◎		○	◎	◎	B	◎		
佐賀県 佐賀市	○指名競争入札 1,000万円未満 ○条件付一般競争入札 1,000万円以上	491件	4件	500件	4件	260件	0件	0%	1千万円以上から抽出	未定	○	◎	◎	B	◎		○	◎	◎	B	◎		
長崎県 長崎市	原則として、全工事制限付一般競争入札	576件	0件	580件	3件	333件	3件	1%	入札者の技術力、信頼性及び社会性並びに入札価格を一体として評価することが適当と認められるもの。	無	工事検査○ 工事監督×	工事検査◎ 工事監督-	工事検査◎ 工事監督-	B	工事検査◎ 工事監督-		○	◎	◎	B	◎		
熊本県 八代市	制限付一般競争入札 2,500万円以上	324件	2件	300件	3件	193件	4件	2%	工事内容及び価格より工事担当課と協議のうえ試行	現行どおり	工事検査○ 工事監督×	工事検査◎ 工事監督-	工事検査◎ 工事監督-	B	工事検査◎ 工事監督-		○	◎	◎	B	◎		
大分県 大分市	○一般競争入札 2,500万円以上	500件	31件	417件	未定	248件	11件	4%	価格と技術的要素から抽出	現行どおり	○	◎	◎	B	◎		○	◎	◎	B	◎		
宮崎県 宮崎市	○一般競争入札 6,000万円以上の建設工事 (条件付き) ○指名競争入札 130万円超の建設工事	742件	0件	649件	0件	443件	0件	0%	工事内容により工事担当課と協議のうえ試行	未定	工事検査○ 工事監督×	工事検査◎ 工事監督-	工事検査◎ 工事監督-	B	工事検査◎ 工事監督-		○	◎	◎	B	◎		
鹿児島県 薩摩川内市	一般競争入札 130万円以上 指名競争入札 災害復旧工事、特殊工事	245件	23件	250件	20件	144件	13件	9%	3千万円以上 (工事内容(D10地区内の工事や特殊工法を採用した工事など)から、総合評価落札方式が適しているものについては、3千万円未満でも適用)	未定	○	◎	◎	B	◎		○	◎	◎	B	◎		
鹿児島県 鹿児島市	・制限付き一般競争入札 5,000万円以上の建設工事のみ ・指名競争入札 5,000万円未満の建設工事及び全ての建設工事	1,175件	42件	985件	38件	695件	33件	5%	予定価格 5千万円以上	予定なし	工事検査○ 工事監督×	工事検査◎ 工事監督△	工事検査◎	B	工事検査◎		○	◎	◎	B	◎		
西日本高速道路(株) 九州支社	【一般競争入札】 ○22.9億円(1,500万SDR)以上 【条件付一般競争入札】 ○250万円超、22.9億円未満 【指名競争入札】 次のいずれかに該当する工事で、かつ、契約責任者が必要であると認められる場合に限る ○条件付一般競争入札方式に付する時間的余裕がないとき ○その他指名競争入札に付することが有利と認められるとき 【条件付一般競争入札(指名併用型)】 条件付一般競争入札対象工事(W10未満)のうち、次のいずれかに該当する工事で、かつ、契約責任者が必要であると認められる場合に限る ○入札者がいないため入札不調となった工事 ○入札者がいないため入札不調となった工事と施工内容等が類似した工事	121件	48件	122件	件数未定	33件	22件	67%	1億円以上の工事に適用	現状、拡大予定なし。	○	◎	◎	B	◎		○	◎	◎	B	◎		
(独)国立文化財機構九州国立博物館	一般競争入札 250万円以上	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0%	2億円以上	現行どおり	○	◎	-	-	-		○	◎	-	-	-		
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 九州新幹線建設局	○条件付一般競争入札 250万円以上22.9億円 ○一般競争入札 22.9億円以上	13件	11件	3件	3件	2件	1件	50%	原則250万円以上且つ、建設局長が選定した工事	現行どおり	○	◎	◎	A	◎		○	◎	◎	A	◎		
(独)都市再生機構 九州支社	○5千万円以上は詳細条件審査型一般競争 ○5千万円未満は工事希望調査による指名競争	59件	31件	31件	17件	16件	10件	63%	1億円以上	未定	○	◎	◎	B	◎		○	◎	◎	B	◎		
(独)水資源機構 筑後川局	一般競争入札 250万円以上	54件	33件	22件	20件	31件	21件	68%	250万円以上	現在のところ予定なし	○	◎	◎	B	◎		○	◎	◎	B	◎		
(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 九州支部	○一般競争入札 500万円以上 ○工事希望型指名競争入札 予定価格が6,000万円未満で必要と認められるとき ○指名競争入札 250万円以上	29件	0件	未定	0件	4件	0件	0%	-	未定	○	◎	◎	B	◎		○	◎	◎	B	◎		
地方共同法人日本下水道事業団九州総合事務所	原則として、全て一般競争入札	86件	40件	112件	41件	72件	19件	26%	土木・建築は3.5億円以上 機械・電気は1億円以上	現行通り	○				◎		○				◎		
福岡北九州高速道路公社	一般競争入札 5,000万円以上	24件	13件	件数未定	件数未定	15件	14件	93%	5千万円以上	未定	○				◎		○				◎		

26,878件 4572件(17%)

15,046件 3098件(21%)